

平成26年6月18日(水曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	小永正裕	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	下村勝幸
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	金子富太	住民課長	金子富太
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議 事 日 程 第 4 号

平成26年6月18日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議 事 の 経 過

平成26年6月18日  
午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

遅刻者の報告を致します。

矢野昭三君から遅刻の届け出が提出されましたので、報告致します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

山崎正男君。

8番（山崎正男君）

おはようございます。

私の方から新たにまた質問をさせていただきます。

第1問ですが、洪水被害についてということで、先日の6月4日の大洪水による被害が町内各地にありました。谷や河川のはんらん、田畑の流出や、土砂やごみの埋没、橋の損壊、港や海岸のごみ、農作物の被害等が甚大に見られます。いずれにしろ早急な対応が必要です。避難の状況と被害の把握状況ならびに復旧の取り組みについてどう対応するのか、町の考えを聞きます。

これは、この関係は町長の方から議会の当初に大まかな被害の状況等の報告もあります。ありましたけれど、なお分かる範囲でご教示いただければと思います。というのも、町長の説明を聞いていると、なかなかメモが私のような者は取りにくい状況がありますので、できれば後で大まかな資料を頂ければありがたいかなと思いい気持ちでございます。

それではよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

おはようございます。

では、山崎議員の一般質問、洪水被害についてのご質問にお答えしたいと思います。

このことにつきましては、当初、冒頭に行政報告を町長の方から詳しく行いましたけれど、6月4日の大雨では幸いにも人的被害は発生しませんでした。しかし、橋や道路の崩壊、土砂崩れ、農作物の被害等、近年にない大きなものとなりました。

避難の状況については、伊与木川、蛸瀬川がはんらん危険水域を超えたことから、対象地域を限定し、14地区、1,244世帯、2,725人に対し避難勧告を発令し、最大で28世帯、38人が開設した避難所へ避難しております。

被害の状況については、配備体制を取る中で住民からの報告や出動依頼した消防団との無線連絡等により状

況を把握し、土のうの積み上げやポンプによる水の吸い上げの作業等、現場の対応により被害の拡大を防いでまいりました。その後の被災状況については、見回りや通報により担当部署で現地確認を行い、対処方法等について整理している状況で、国、県管理の被災個所についてはそれぞれの所に対応をお願いしてるところでございます。

既に、崩土の取り除きを完了してる個所もありますが、大規模なものについては災害復旧事業での対応となることや、農業災害については90件を超える件数が出ている状況でございます。完全な復旧までには一定の期間が必要となりますことをまずご理解いただきたいと思っております。なお、対応が可能な個所については、住民の皆さまの生活に支障を来さないよう、早期復旧に努めてまいります。

なお、議員がお知りになりたいのは具体的な取り組み、復旧のことでございますので、予算的にどういふふうに対応するのか含めて補正予算を予定しておりますので、その詳細につきましては副町長の方から補足説明をさせていただきたいと思っております。

なお、詳細な資料については後でご提示させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

おはようございます。

それでは、自分の方から一般会計の補正予算2号となりますけれども、明日、追加提案をさせていただきたいというふうに思っております。その内容を若干説明をさせていただきたいと思っております。

災害復旧につきましては、この予算について早急に対応していきたいというふうに思っております。今ちょっとまだ概要をまとめておまして、確定の額ではありませんけれども、約というふうに、感じで言わせていただきます。約2億円の追加補正を予定しております。

詳細につきましては、公共土木関連で約1億6,000万円。そして林道災害もありまして、約2,000万円。そして農業用施設等で、先ほどありましたが詳細を入れると90件ありますが、災害の補助災害につきましては現予算で対応しまして、単独災害分につきましては約1,900万円を予定しております。それから、海岸に流れ着いておるごみ等の処分もですね、ボランティアでなかなか回収し切れない部分もあろうかと思ひまして、約340万円ほどを計上を予定しておりますので、こういう予算で早急な対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

迅速な対応を取られるということでございます。

この洪水の復旧はですね、まあ原則的には今言われるような、できるだけ早い対応。それから、この復旧の後には二度と繰り返さないという大きな目的があるのではないかと考えております。大体、この河川の増水とかはですね毎年毎年出てくるものでして、同じ個所が同じように崩れるようなことのないように、そういう視点ですね、ぜひ取り組んでいただきたいと思ひます。

今言う、その復旧工事を補正予算でされるということですが、町内各地で起こったその災害について皆さまが納得できる程度まで復旧できるのかどうか、そこまでやるのかどうか。

まあ例えばですね、田んぼに土砂が流れたとか、それから田んぼの中にごみが入ったとか、なかなか短期間ではその元の農地に帰れないという状況も見受けられます。そういう場合に、災害復旧でやれる場所。それから、単独で対応できる場所。それから、なかなかこれはそこまでは町ができていくという個所付け。こういうものが各被災された方の気持ちの中に入って行って、説明がされていくものかどうか。もちろん農業を営まれてる方も、災害が起こったら自分で復旧せないかねという気持ちのある方もあります。ただ、自然災害ですので、自分たちの判断する以外のこういう災害ができてくるといったときに、町がどれほど入り込んでくれるのだろうかという気持ちの方もあります。できるだけその町がですね、個人個人の、被災された個人個人に説明を十分して、長期的に復旧します、短期的に復旧します、公費で復旧します、単独でお願いしますというようなことをですね十二分に説明していただきたいと思います。

それからですね、例えばですが、個人の力で直せないような所も見受けられましたので。そして、すぐに復旧してやらないと、次の雨が降ったらまた同じ状況になるというようなことも見受けられます。

そこらあたりを行政の方はてきぱきと判断されて、住民の納得いくようにひとつよろしくお願ひしたいと思いますが、そこらあたりの観点はいかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

各担当の方で地区に入りまして、かなりきめ細かな調査をしているというふうに思っております。

そして、農業災害につきましては、畑などの上にかぶさってくる崩土等もありまして、そういう中では個人でやられる場合もあろうかということで、工事請負費ではなくですね、補助として出すようなことも検討しております、明日の補正予算の中ではですね、補助金対応ということもひょっとしたら出てくる可能性もあるというところをお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

ほんで、現実的には個人が負担をせないかんというようなことはありますか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

農業災害等についてはですね、農地の施設の方も負担金等についてはもう決められたものがありますので、そこは災害復旧の決められたことによって負担金を頂くことにはなろうかというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

具体的に聞きますけれど、あの市野々川の上の方で、その土管が詰まって、土砂が詰まって、個人の力ではどうしようもないというようなこともあります。

それから、不破原のその土砂がずっと流れて、これは何年先に農作業ができるかと、分からんというような

場所もあります。上分では、河川の傍らの堤防が崩壊して。堤防というか、一番河川寄りのところが崩壊してる場所もございます。それから、町分では石垣。長年崩れたことのない石垣堤防といいますか、が流されておるともございます。それから港では、今言うがれき、ごみの堆積。それから、今言う生餌の問題。これらがです、どの程度、個人が心配して。そして、どの程度我慢してやっていけるのか。

そこらは十分対応できるのかどうか、説明はされているのかどうか、もう一度お願いします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

かなり細かくありまして、それをすべて、ちょっと網羅してるわけではありませんが、個人でできる所は先ほども言ったような補助金で対応もできると思いますが、個人でできない所は通常の小災害等で工事請負業者をお願いをするということにもなろうかと思えます。

災害それぞれにつきまして、関係者と、それから区長さんなりとまた協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

農地は元に戻して初めて生きてくるわけですので、ぜひ配慮をして取り掛かっていただきたいと思えます。

それから、この今回の洪水の中でですね私がちょっと気が付いたのは、たまたま私がくろ鉄の駅で待ってたのですが、四万十市へ行く用事がある。そのときに特急が夕方の5時7分でしたか、待ち合わせしてたが来ないがですよ。これ来ないときに、まあ15分ぐらい待ったわけですけど。あ、これはくろ鉄の避難の関係でこういうケースの場合は、くろ鉄は各駅とか最寄の駅に連絡が取れるようになってちょうがじゃおかという気持ちが働きました。そこでもう一人おったわけですけど、あの方は待たれていたのかなという心配もします。私は15分で切り上げましたけれど。

そこの連絡の方は、くろ鉄との関係、それはどうなっておるでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

くろ鉄の方の被害状況の方はファックス等が入ってくるというふうなことになっておるようですけども、路線が停車してるなりのことをですね無人駅についてお知らせをするということあたりがですね、ちょっと把握できておりませんが、この調査をして、今後対応するようしていきたいというふうに思えます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

それからですね、くろ鉄の関係はぜひ対策、この防災とかの対策の関係もありますし、止まったら止まったで都会であればすぐ駅が、ただ今どこからどこまでストップしておりますというような広告を出すわけですね

れど、駅にたまたまおる人で連絡のつかない人はずっと待たないかんという状況じゃ困りますので、ぜひくろ鉄の方にもですね協議していただきたいと思います。

それから、国道のですね。国道、その洪水のために水が越えると、国道をストップせないかんというような状況のときに車を運転されてる方がですね、まあ夜中であろうが、どの時間であろうが、この交通情報がすぐに分かりにくいのではないかなという気が致しました。所々に国交省の案内板がありますけれど、黒潮町が例えば避難勧告とか洪水警報とかいうがを出したときに、町内のどこかの地点ですぐそういう目印が分かるようなことができないかなというふうに感じましたので、ここらの検討なんかはされないものか、そういう考えはないでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

じゃ、お答えしたいと思います。

さまざまな状況がこういう災害のときに発生しておりますけれど、まず国道につきましては国交省の方で通行止めの手配を現場でして、現場でサインを出しております。それで、今後すべてのことに町が対応できる状況にはなってませんが、町の方には電話がまず入るのは住民からの通報、それから関係機関からの連絡、それから佐賀支所、大方支所の連絡やりとりですね。そういうところで現場の状況を把握しながらやっております。

それで、ケーブルテレビの対応とか告知端末の告知とか、さまざまなツールを使って連絡するわけですけど、今後特に私どもが期待してるのが公共コモンズの伝達方法です。各行政機関に入った情報が公共コモンズの方に書いていく書き込みによって、それがすべて共有できるような仕組みができますので、ぜひそれを活用できるような形でできるだけ早く迅速にですね、災害の状況を住民の方にお伝えできるような仕組みを今後も検討してまいりたいと思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

まあ洪水一つできた場合に、いろんな我々、行政に対してもっと知恵を出さないかんケースが出てくるわけですので、ひとつこういう機会を好転さすようによろしくお願ひしたいと思います。

それから、先輩議員の質問なんかを聞いておりましたときに、対策本部を設けたとき。それから、今言う光ケーブルで対応できる方が1人しかいなかったとかいう話も出ておりましたけれど。私は対策本部の責任者ですね、もし光ケーブルで人がいないというようなときにどうされるのかなという心配を致しました。対策本部から直結で、スイッチ一つで避難警報なり避難勧告なりがパッとテレビに映し出されるということも一つの手だてではないかなと思ったのですが、対策本部が設置されても機能を果たさないような状況では困りますので、今言う告知放送もございますし、告知放送は十分活用していますし。ただ、テレビでのそういう通知を出したいときにはどうなさるのか。

この観点はいかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

山崎議員の質問にお答えしたいと思います。

対策本部が機能していなかったわけではございません。当日は67名の職員が対応しておりますので、現場対応も含めてきっちり対応をしておりますけれど。ケーブルテレビを使つての住民への伝達がですね、少し遅れてあったり、テロップで流して、情報の方に十分入ってなかったとかいうふうなのが、当日、対策本部が立ったあとに招集したケーブルテレビの担当、いわゆる町が委託してる砂浜美術館の方になるんですけど、1名しか招集できなかった。だから、そこの技術的なカバーがですね、ケーブルテレビについては十分生かされ切れなかったというのが、今回ご報告してきた経過でございます。

ただ、このことについてもですね、再々ご説明しておりますけれど。公共コモンズの仕組み。これは自治体がアップした情報が自動的にテレビのデータに流れる仕組みになりますので、この仕組みにきっちり入ればですね、そういう人的な不足はなくて、情報が早く見える環境は整います。ただ、これは9月補正ぐらいで予算を少し入れなければいけませんので、そのこともまた議会の方にもお願いをしなければならない状況かと思えます。

なお、ケーブルテレビの制作につきましてNPO砂浜美術館に町が委託してやっておるわけですけど、現在の契約状況で災害時にフル稼働で待機するような契約に今なっていないので、その部分についてはNPO砂浜美術館のご意見も聞きながら協議をして、NPO砂浜美術館でも公園管理の方は24時間徹底して待機したりしてるわけですけど、いろんな関係者の人と協議しながら、より良い方向に変えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎さん。

8番（山崎正男君）

いろいろと前向きに考えていただいております。

先ほど私、対策本部が機能してないというのがじゃなくて、まあ課長も言われたとおりですけど、対策本部の中でテレビを使わないかん状況があるときには、そこがパッと通知ができるような方策でお願いしたいということをおっしゃったので、答えは課長と同じでしたので、よろしくお願ひします。

それからもう1点、最後に。これは詰めですけど、二度と同じようなコースで、同じような災害が起こらないようにするという取り組みはされるのかどうか。

それから海岸のですね、ごみ。これはいつまでに大体やる予定なのか、ひとつお願ひします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の質問にお答えしたいと思います。

二度と同じことを繰り返さないようにというのはですね、ちょっと私どもの都合とか準備だけではなかなか回答できない、自然の力が影響するものです。ただ、対応としてはですね、さまざまな今回の反省する部分もございまして、そこは十分反省、総括しながら対応のレベルを上げていきたいというふうに思っております。

それから、ごみの処理のことですけど、昨日、住民課の環境の担当の方から県と協議させていただいて、できるだけ早く海岸のごみを処理するように打ち合わせをしてるところでございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

できるだけ、住民が時間の経過とともに心配が増えていくというような状況にならんようによろしく願います。

それでは第2問目に移ります。

2問目ですが、消防署前の整備についてということで、灘の新消防署のそばにある国土交通省の管轄する建物がありますが、交通安全を考えると、ここはカーブで消防車両の出入りと国道一般車両の往来において、建物が視界をさえぎる危険を感じます。交通事故防止や安全対策のため、この建物の撤去移転を早急に検討すべきと考えるが、町の考えと今後の対応をお聞きしますということです。

これは以前にもちらっと私はこの建物についてはこういうような質問をしたことがあると思いますが、今回は黒潮町の新しい素晴らしい消防施設ができましたので、なお、あそこの出入り、消防署側から見ても、それから佐賀の方から中村向いての方向から見ても、ちょっと危険があるなという感じがします。ぜひですね、この国交省の建物を移動するなり、移設するなり、そういう要望を徹底してほしいと思います。

いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

おはようございます。

それでは通告書に基づきまして、山崎議員の2番の消防署前の整備についてのご質問にお答えを致します。

議員ご質問の建物につきましては、国土交通省が管理をしています井の岬トンネルラジオ再放送設備および移動通信システムの局舎でございます。

ご質問のとおり、緊急車両の出動時に国道通行車両の視認性が悪く、町としましても昨年度、中村河川国道事務所に局舎の移設を要望を致しました。過日、中村河川国道事務所より、移設には新たに電波調査をした上、総務省総合通信局への承認申請が必要になることから、手続きに日数を要し、局舎の製作等にも多額の経費が掛かることと、移動通信システムは平成28年度末までに廃止方針とのご報告を受けております。

その際、移動通信システムの廃止後、局舎は撤去となりますが、その間の交通安全対策としまして、視距を確保するため、除草や支障木の伐採および線形不良個所の改良等を要望したところでございます。

なお、井の岬トンネルの西側の支障木伐採等につきましては、もう既に実施をさせていただいているところでございます。

また、本年度、情報防災課の方で中村河川国道事務所と協議の上、国道への出入口付近に救急車両の出動表示板2基の設置も計画をしているところでございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

平成28年ごろまでは、まあ、それ過ぎると安定した方向になるということでございますが、今あるカーブミラー。これはそのまま、あの状態で置いておくがでしょうか。中村向いて右側にありますけれど。

それから、その今言う警告板いうたかね。あの出動時の警告板。これは赤い点灯をするような、そんな感じのものでしょうか。そこはいかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、山崎議員の再質問にお答えを致します。

現在、町道の方から国道へ出るときに、対面にあのカーブミラーがございます。あれがないとなかなか高知方面の方から来てる車両が視認できませんので、場所的にはあこの位置で継続して設置になろうかと思えます。

また、その先ほど言われました救急車両の出動表示板でございますが、四万十市のあの消防署なんかとか四万十町ですけど、出動するときに表示板があります。回転灯もつくと思えますけど、そこで出動中とかそういう表示板になろうかと思えます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

はい、分かりました。

ぜひ交通安全の観点で、消防署の方もこれで安心。それから、往来する方も安心という方向性で進めていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それではですね、第3点目ですが、山林調査についてということで質問致します。

山林の地籍調査についてお聞きします。

今、高台移転問題が浮上していますが、東北の津波復興計画で境界特定や登記ができないため、山林用地の購入計画が進まない事態があります。高台移転計画に支障ができていと聞きます。わが町も住民の高齢化につれて、この山林の境界の確定、地権者の確定をする必要を感じます。町は山林の地籍調査をどのような計画で進める予定かお聞きします。

山林問題は、まあ国の補助をもらうときなんか特にですね、この登記ができてないと山林が購入できないというようなことがあるということをお聞きしております。それでですね、町も早め早めにですね、この山林の境界の確定。それから地権者の、先祖の名前になってるような地権者の所の登記を、現実の、現在の方に登記されるような手だてをですね、早めにしなきゃならないというように感じておりますので、この山林の地籍調査についてお聞き致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、山崎議員の3番の山林の地籍調査についてのご質問にお答えを致します。

本町の地籍調査につきましては、佐賀地域が昭和の48年度から、大方地域が平成8年度から着手をしております。

調査対象面積につきましては165.44平方キロメートルでございます。このうち、佐賀地域が65.87平方キロメートル、大方地域が99.57平方キロメートルとなっています。

なお、平成25年度末までの調査済面積につきましては、全体で33.37平方キロメートルでございます。進捗よく率にしましては、約20パーセントとなります。佐賀地域では昨年度から市野々川地区におきまして一筆地調査を幡東森林組合に委託をし、山林調査を再開を致しました。

今後も山林調査につきましては、現地の状況等に精通しております幡東森林組合に委託をし、調査を進める予定ですが、森林組合の人員体制により事業の進捗も変わってこようかと思えます。その他の地区でも山林調査の要望がありますが、特に山林での一筆地調査の実施につきましては調査地域内の関係者の協力が欠かせません。

大方地域では、一昨年度から地震や津波で被災した後の復旧、復興対策をスムーズに進めるため、津波浸水

区域内にあります住宅地を優先して調査を実施していますので、当分、山林調査には入れない状況でございます。

議員ご質問のとおり、中山間地域では土地所有者等の高齢化により、今後さらに境界の確定の困難さが増大することが予想されますことから、調査には多くの時間を要しますが、早期に調査を実施することが必要だと考えております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

課長の方でもその必要性は感じておられるようですが、これがその計画ベースで、例えば 10 年先になるとか、5 年先になるとか、そういう計画ベースではまだ考慮はされておられませんかね。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

再質問にお答えを致します。

先ほども答弁しましたように、佐賀地域におきましては既にもう市野々川地区を再開しましたので、あと今年、来年ぐらいいきますと、完了するのではないかと考えております。

そのほかにも要望地区があると言いましたけど、そこにつきましても引き続き、市野々川が終わりましたら導入するような考えもあります。

また、大方地域につきましては、現在この津波浸水区域内の地域を実施しておりますので、今年はまた上川口の郷、浦を予定しております。まだ残っている所は、有井川、伊田、灘方面がございますので、その調査が終わり次第、また山林等も行きたいところがございますけど、まだ平地の部分でまだ残ってる分もございまして、当面、大方地域につきましては予定がちょっと、見通しがつかない状況でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

例えばですね、今現実にその山林の所有者の方なんか、おじいさんとか、その名義の名前なんかで境界をもう、継続的に親からこう、子から孫というような形で境界をはっきりその伝えておるような方はいいわけですが、あそこにあつたにかわらんとか、あそこら辺りじゃとかいう観点だけで、この土地の継続、権利の継続がされてるだけのところがございます。そういうところでですね、本人が隣の所有者もなかなか確定しにくい。

それから、まあ一番は境界ですけれど、どの木の下がそうじゃとかいうようなことが分かればいいわけですが、なかなか難しいところがある。今言う、その隣は誰じゃろねというところまで入っていくには個人情報もございまして、なかなか探しにくい場合もあります。それから、知っててもお互いが境界が分からんと、決めたくても決めれんというような状況もございます。そうした場合に町はですね、個々のそういう事例について要望がある場合は町もひとつ中に入ってですね、まあ、この際、境界を決めてくれるなら、町も支援して一緒に立会いますよというようなことまでしてでも境界を決めていかないかんがじゃないろかというふうに思いますが、町はなかなか忙しいので難しいかも分かりませんが、個々のそういう事例で境界決めたい人がおった場合は、よし、町も力になるぜよというようなことはないでしょうか。

お考えをお願いします。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、お答えを致します。

特に、先ほどの質問につきましては、山林調査におきましてそういう事例が多いかと思えます。今回も山林調査を実施したときにですね、昨年度です。所有者がかなりまあ、二代、三代目前までのお名前で、隣接者の方もあまりよく知らないというような状況もありました。それで、当然、町からお知らせするときには、その所有者に対して立会調査をお願いするわけでございます。そのときに、地籍調査といいますのは地権者同士が境界確認をするものであって、決して町が、境界がここでないでしょうかとかいうことは一切しませんので、あくまで本人さん同士の確認が第一でございます。

その中で、どうしてももう境界が決めれないというような状況になりますと、もうその筆につきましては筆界未定という扱いにならざるを得ないという状況でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

十分によく分かるわけですけど、境界を一筆でも定めていこうという観点から言えば、その町もですね、例えば隣接地のどなたか相続される方が分かりにくいとかいうときに、まあ、情報の公開といいますか、この程度であればまあ町も協力して、この方が多分相手方じゃないかという程度の相談には、ここではなかなか言いづらいかも分かりませんが、やっぱりその町民全体が良くなるという考え方からいったら、まあ協力していただける場面もできてくるがじゃないかと思うがですけど。まあ、これは独り言で今言いましたけれど、できたらですね、そういう協力の気持ちで町も対応してあげていただきたいと思えます。

もちろん境界は個人対個人の問題ですので、あまり町の中に踏み込んでもいきませんが、こういう状態が結果としては不明確な土地の所有というようなことが残っていておりますので、まあ今度、地籍調査に入られたときには徹底して、ぜひそこらあたりをお願い致します。

次いきます。4番、水道の延長について。

高台避難場所や別荘地への水道管の普及延長できないか、避難場所は住民の安心対策のため、別荘普及地へは住宅建築の拡大と税収増の考え方で、まず水道の延長はできないかお聞きます。

私のこの質問の中にはですね、まあ水道というものを延長して、その先にまた新たな住宅地とかいう、開発とかいうことができるのではないかという観点でお聞きしているところが1件。

それから、そこに新たに住宅が建てられると、別荘が建てられるという状況であれば、これは建築業の所得の向上策、それから税収にもつながるといふ2点の考え方で言っておりますので、まずその水道の延長は多分費用対効果もございますので、私の観点から言うたら先に答えを言うわけではありませんけれど、難しいところもあるかなというところもあると思えますが、担当課長のお考えをお聞きます。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、山崎議員の4番の水道の延長についてのご質問にお答えを致します。

現在、町が整備しています避難場所への給水につきましては、対応可能な範囲で整備を進めているところでございます。しかし、避難場所によっては高低差が足りず、直圧給水ができない個所や末端給水となるため、衛生的な面で給水が困難な個所もございます。

水圧不足の個所につきましては加圧ポンプ等の設置等で対応ができると考えますが、避難場所での水道の利用が少ない場合は管路内で水が腐る等の衛生面での対応が必要になります。

また、別荘地への水道管の普及延長についてでございますが、本町の方針としましては、住宅地整備事業等により給水戸数が大幅に増加をすることが確実な場合のみ管路の延伸を実施しているところでございます。

議員ご質問の、別荘地や建物が点在するような場所につきましては、まず安定した給水量が見込めず多額の経費が必要となるため、現在の水道会計の財政状況を考慮しますと管路延伸の実施は困難な状況でございます。

水道事業につきましては、今後も黒潮町の水道事業基本計画に基づきまして、老朽化した管路の計画的な更新や配水池の耐震化を進めてまいりたいと思います。

水質基準に適合した安全な水道水を今後も安定的に供給をしてまいります。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

質問の中のその避難場所への水道配管というか、普及はどういう状況でしょうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

再質問にお答えを致します。

現在、避難場所への給水でございますけど、佐賀地域におきましては、先日完成しましたあの町分の避難場所でございますが、そこにつきましてはもう設置済みでございます。また、会所の避難場所、あの城山のところでございますけど、あこも現在、漁集事業で実施をしております、今年で完了すると思っておりますので、できれば設置の、あこも予定になっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

町内全般のその避難道から上がったときの避難場所なんかについてのその水道を敷設するというような考え方は、課長どうでしょうかね。ないでしょうかね。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

山崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

水道の事業につきましては、まちづくり課の担当の方でございますけれど、現在の状況、今整備中の避難場所の 157 カ所、避難場所整備予定ですけど。その主な避難場所、大きい所にはですね、先ほど申しましたように幾つかの所については水道は配備されてございますけれど、そのほかの第 1 次避難所についてはですね、水道の施設がない場所がほとんどでございます。

今のところ、避難道整備事業として水道を完備する計画、あるいは設計とかはしておりません。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

それから、さっき建築業の仕事の関係でですね、まあ今、耐震住宅、耐震性のある住宅の改修ということも推進しておるわけですが、これは今の予算では年に何件ぐらいを見込んだ予算でしたかね。

(議長から「通告にありませんけど、答えれば教えてください」との発言あり)

通告にはございませんけれど、私、最初に質問の観点の中で、建築業の、まあ雇用対策というか、所得倍増というか、そういうことも踏まえて、そういう観点で質問しておりましたので。まあ、これは町も住宅改修もやってるんだから、これも一つ、ただ単に予算枠を取ってるだけじゃなしに、ぜひ進めていったら町内の建築業者さんも潤うのではないかとという観点から質問していますので、議長よろしくをお願いします。

議長 (山本久夫君)

山崎議員。

山崎議員の質問は、水道を引いたりすることによって宅地化ができるけん、大工さんが仕事が増えるというような質問でしたよね。(山崎議員から「はい」という発言あり)

耐震とはまた別個の話じゃないかと思うんで、まあ資料がちゃんと整った後でもらうということで構いませんか。(山崎議員から「はい」という発言あり)

ほな、質問を続けてください。

8番 (山崎正男君)

まあ、私が質問の目的をもっと明解に書いておけばこんなことにはならなかったわけですけど、まあ、ひとつ後でよろしくをお願いします。

それからですね、この水道は、町内、今現在普及しているところでもう十分と考えておるのかどうか。

例えば、町内で住宅。今、目的は住宅が目的ということでしたので、その観点には入らないかも分かりませんが、各集落、簡易水道のあるところ。それから、水道管の敷設が済んでいるところ。その間で大きな土地の面積の中で、その水道管のないスペースというのがあろうと思うのですが。これも将来的なことだと思いますけれど、できるだけ水道会計が余裕が出ればですね、簡易水道のところ、それから水道の敷設しているところ、その合間で開発が進みにくい所というのがあると思いますので、ここのポイント、ここのポイントのスペースにも水道があつたら将来的にこの地域も伸びるねというようなことにはですね、水道も敷設していく必要があるのではないかなという感じで私は思いますので、そういう観点では今後進む方向性はないでしょうか。

いかがでしょうか。

議長 (山本久夫君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (森田貞男君)

それではお答えを致します。

水道会計の方も非常に厳しい財政状況でございますので、そういう所もまた今後ですね、水道審議会等でもまた検討も致しまして、いきたいと思っております。

議長 (山本久夫君)

山崎君。

8番 (山崎正男君)

それでは次、第5問に行きます。少し早いペースでございますが、5問に行きます。

第5問、町民生活の負担状況についてお聞きします。

昨今はですね、消費税の増税に併せて、町民の負担感は大変高くなっています。住民税、国民健康保険税、固定資産税、介護保険料等々の負担を考えると、年金額だけで生活できるのが不思議な気が致します。年金が

月 5 万円の家庭、10 万円の家庭、15 万円の家庭で、それぞれどのくらいの税等の負担があるのでしょうか。町は、年金から課税後を引いて、課税後の残額で生活できるのか、生活費の試算をしているのか状況をお聞きます。

まずお願いします。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（金子富太君）

山崎議員の、町民生活の負担状況についての質問にお答え致します。

生活費の試算をしてるかとの質問ですけど、税務課では地方税法および町税条例等により税率を決定していますので、基本的に生活費の試算をすることはありません。

また、国保税のように法律で税率が決まってないものは、国保の運営に必要な財源の中でどれだけの負担が必要かというところで税率を決定させていただきます。検討する中では、他市町村との比較や、これだけの負担はどうであろうかというような検討をすることもあります。また、ほかの税や料金等の場合も近隣市町村等の比較は行っているところでございます。

生活費の試算については、今回ご質問がありましたのでしてみました。試算については条件により算出される税額等が異なりますので、条件を 66 歳、一人世帯で持ち家に住んでるとして固定資産税を。自宅で住まわれていることの設定ですので、年額 1 万 8,000 円ということで想定させていただきました。

年金月額 5 万円世帯では、固定資産税、国保税、介護保険料の合計で年額 7 万 6,770 円となり、月額にしますと 6,398 円となります。差し引き 4 万 3,602 円での生活となります。

年金月額 10 万円世帯を同じ方法で試算してみますと年額 9 万 4,570 円となり、月額にしますと 7,881 円ですので、差し引き 9 万 2,119 円となります。

年金月額 15 万円世帯を同じ方法で試算しますと、住民税が課税されるようになりますので税額等の合計は年額 20 万 5,290 円となり、月額にしますと 1 万 7,108 円ですので、差し引き 13 万 2,892 円となります。

このほかにも、生活に欠かせない光熱水費等の負担がありますので、低所得の方には厳しいものがあると思いますが、町民の皆さまには 4 月からの消費税の増税によるご負担増が増えてるところ、税金等のご負担にご理解をいただき、納付をいただいております。

町としましても、町民の負担については法律で決まっているものは変更ができませんですけど、平成 26 年度からの国保税引き上げにおいては一般会計からの繰り上げにより引き上げ額を抑えておりますし、水道料につきましても引き上げが必要となっている時期ではございますが、繰り延べするなど、急な負担の増加を避けるため、町としてできる範囲で行っているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

今の数値は、赤字がという考えでよろしいですかね。生活、年金が 5 万円のときはどれくらい引いて、赤字がこれくらいになりますという考え方でよろしいわけですかね。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（金子富太君）

年金がですね5万円の場合、固定資産税、国保税、介護保険料の合計で月額にすると6,398円ですので、まあ残った金額でですね、あとどうしても必要な光熱水費等も含めて、それで生活をしていただいているということでございます。赤字という意味ではございません。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、私の間い掛けも悪いかも分かんげんど、5万円の方が、今言う税額が1万か2万か引いて、残りでも生活してもらわないかんとというような考えでおるがやったら、これは大変なことじゃと思いますけれど。やはり我々は最低限の生活をするのが憲法でも保証されておりますので、その生活を頭から、その以内でやればいいというような課長の答弁の姿勢では私は駄目だと思う。まあ、それはそれで数字的に課長がはじいてくれたのでいいわけですけど。

国民年金、例えば40年勤めて、40年支払ってですね、一番低いような方で6万4,000円ぐらいになるがでしようかね、月は。それから、夫婦であれば12万8,000円ぐらいというような算定も私は見ておりますけれど。そういうときに、今度、一般家庭のその夫婦家庭の生活費が、いろんな報道がありますき、金額は分かりにくいですけど20数万円掛かるというような算定基準もあります。当然に、年金生活、年金費の中では生活はできない状況がございます。これらができないためにですね、町民は今まで財産を蓄えきて、所得を蓄えきてですね、それを今、高齢になって放出して、生活のやりくりをしている方。それからアルバイト、それからパート、こういうところで生活の矛盾を直している方、こういう方がおります。

要は、行政の方がこの町民生活にかなり負担があるという認識があるかどうかですが、いかがですか。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（金子富太君）

先ほどの再質問の方でですね、生活に負担があるかということですけど、確かに国民年金とか年金額が5万円世帯という所にかんしましては、かなり負担があると思います。

先ほど説明させていただきました、66歳、一人世帯等での年金5万円の場合のそれぞれの負担でございますけれど、それぞれ国保税であれば7割軽減世帯とか。で、介護保険料であれば、第2段階とか第3段階とかですね、それぞれ国保税、また介護保険料、また後期高齢の場合でありまして9割軽減とか8割5分軽減とか、それぞれ低所得者の方に対しては配慮した制度がありますので、どうしてもご負担を求めないかんとところについては、そういうような制度的な配慮がされてる中でそれぞれご理解いただいでですね、ご負担いただいでると思っております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

そういうふうなその町民の負担がかなりあるなという認識をされてですね、その町民に対する親切な対応とかいうことをですね、ぜひ心掛けていただきたい。町民はやはり今は苦しい時代であると。第一次産業も、農業も水産業もそれぞれ厳しい生活をされております。

それから、そういう場合にですね、その職員が、皆さんが町民が来たときに、法律でこうなっております、これが課税額ですと、その程度の説明じゃなくてですね、やっぱり気持ちをくんであげるような対応をぜひしていただきたいと思います。

要するに、今はですね、今の時代は年金者も働かなければ食えないというような税額の心配を持っております。これはある意味では高齢者が年金生活で働いて食いつないでいるということですね、ある意味では若者の働くべき場所の仕事を奪ってるということも裏腹にはあるかも知れませんが、まあ、そういう若者対高齢者の話ではなくて、まあ苦しいというところをぜひ認識していただきたいと思います。

何かちょっと腹が立ったので、次が出にくくなっちゃうがですけど。

要するに、我々が生活するには、電気、ガス、水道、それから電話、食費、交際費、燃料費。これが毎日できて本当の生活のレベルに達するという感じがします。ぜいたくになってるという感じも持っておりますけれど、少なくとも安心して暮らせるような状況であるかどうかという認識を税務課長なんかもですね、課税するときにはぜひ持っておいていただきたい。そうでないと対応がですね、これぐらい要りますというだけで済んでしまいますので。それから、これだけ町民が厳しい状況にあるときに、その滞納。滞納と比べてみたらですね、滞納を早う整理せよという感じになるのは町民の声じゃと思います。ぜひこの滞納整理もですね、今の町民の負担の気持ちを分かるなら、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それから、生活に困窮した場合は生活保護という、こういう支援策もございます。この場合は、年金で生活できなくなったという場合には、生活標準というものが算定されているようですので、それから年金額を引いて、残りの不足額を生活保護として出すということが原則のようでございます。で、この生活保護の状態が多くならないような、我々、町の町民がですね、もうちょっと生活保護が少なくなるような方向性を持って我々は、議会も執行部も考えていかないかん。こういうことになっております。

これは私自身も反省しながらいかないかんわけですけど、今、町の生活保護者の家庭はどれぐらいあるかご存じですか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

生活保護の世帯の状況についてお答えします。

26年4月1日現在で、対象世帯が137世帯、165名が対象になっておるとい集計が出ております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ137世帯ということですが、この方たちはですね、多分、本人は生活保護になりたいからなってるわけではございません。今言う、いろんな条件が絡み合っ、そういう生活がしにくい状況に置かれているために保護をいただいておりますということになるかと思いますが。

もう1点、その年金の加入者。町内で何件、年金をもらってる方が何件ありますか。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（金子富太君）

年金加入者につきましては、それぞれ社会保険の年金と、また国民年金基礎年金等ありますけれど、今、手元に資料を持ち合せておりませんので、正確な数字等は把握しておりません。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

まあ全国的にもその 3 割、4 割ぐらいじゃないかと思えますけれど、まあ今言う、その生活できにくいという状況を考えて、年金の免除規定とか、それからいろいろあるわけですけど。年金制度の、年金が年額幾らまでだったら税はかかりませんよというような、例えば所得税はかかりませんよというようなところは幾らぐらいですか。

議長 (山本久夫君)

税務課長。

税務課長 (金子富太君)

年金のもらわれてる年齢にもよりますけれど、年金が 65 歳からですね、年金の特別控除というものが 120 万になりますので、それに基礎控除が 33 万円ありまして、年額 155 万円までは所得割はかかりません。均等割の方は 128 万やったと思いますので、140 何万ぐらいで均等割がかかるようになりますけれど。

まあ、そういうことになっております。

議長 (山本久夫君)

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

ということは、155 万までやったら所得税はかからんということですね。

そうしたときにそのほかの税は、その 155 万の人だったらどればあかかかる。国保もかかる、ほかもかかるといような税の種類があれば教えていただけますか。

議長 (山本久夫君)

税務課長。

税務課長 (金子富太君)

先ほど説明させていただいた中でちょっと誤解を与えましたんですけど、所得税につきましては基礎控除が 38 万円ですので、まあ 65 歳以上の方であれば 120 万プラス 38 万で 158 万までは所得税はかかりません。

先ほど言ったのは、住民税の中の所得割のところがありまして、そのことをちょっと説明したのが混同させてしまいました。すいません。

それからですね、それぞれの税率なんですけれど、まあ税額なんです。先ほど、試算した額のあたりでの説明はできますので、そちらの方でさせていただきたいと思います。

年金収入ですね 5 万円の場合ですと、国保税が年額 7 割軽減で 2 万 3,370 円となります。そして、介護保険料が年間で 3 万 5,400 円。これは第 2 段階に該当するようになります。で、この方が 75 歳以上の後期高齢者になりますと、9 割軽減ということで 5,100 円になります。で、そういうことになります。

あと、10 万円、15 万円とそれぞれありますけれど、また個々の状況によって変わってきますので、以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

議長 (山本久夫君)

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

私も個々に質問するので、なかなか質問も分かりにくいかも分かりませんが、当初のその質問内容からいってですね、執行部の方で年金制度はこうなっております、これだけ頂く人ならこういう生活状況ができますというような説明をいただけたら一番ありがたかったわけですけど。

やはり、それぞれ年金の額の違いは、それぞれ今まで培ってきた人生の設計の中で今があるわけですが、い

かに老後を安定して暮らしていくかいうとこへ手を差し伸べるような行政の判断、気持ち。これをぜひ出していただきたいと思います。

それから今言う、役場に来られた方には、ただ、税率がこうなっております、これだけ頂きますというようなことではなくて、大変じゃろうね、大変じゃろうけど頑張ってよというぐらいの気持ちを持つために、町民の生活能力を把握しちよってくださいということです、よろしくお願いします。

もう一度お願いします。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（金子富太君）

それぞれの方の生活状況のことをまた理解しながらですね、税の相談等に来られたときには丁寧な説明に心掛けていきたいと思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

以上で私の質問を終わります。

これからもですね、私のようなふがいない質問もですね、行政の方のたくさん情報の中でまとめてから説明していただければありがたいなと思います。

ありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで山崎正男君の一般質問を終わります。

この際、10時35分まで休憩します。

休 憩 10時 16分

再 開 10時 35分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子さん。

6 番（宮地葉子さん）

それでは通告書に基づきまして、今回は4点について質問を致します。

もし、お昼に掛かるようでしたら4番目があと午後からになるかも分かりませんが、いい答弁が来れば、さっと12時半ぐらいまでに終われるんじゃないかなと思っております。

それでは1問目。拳ノ川診療所と地域医療についてということで質問します。

拳ノ川の診療所の先生が3月末に退職されまして、そのことによるさまざまな影響については前回ですね、3月議会ですが、藤本議員からも質問があったところです。先生が退職され、その後の医師確保はなかなか難しいと、また決まっていないというふうにお聞きしましたけども、見通しとしてはどうなんでしょうか。

最初に、医師確保の見通しを含めて、今の現状ですね、状況についてお尋ねします。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは通告に基づきまして、宮地議員の拳ノ川診療所と地域医療についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、医師確保の見直しを含めた現状についてでございますけれども。

拳ノ川診療所の現状につきましては、これまでもいろいろな機会を通じてご報告させていただいておりますので重なる部分もあるとは思いますが、ご了承いただきたいと思っております。

拳ノ川診療所の所長として勤務していただいております小野医師が3月31日をもって退職されました。その後任の医師を確保することがこれまでできず、拳ノ川診療所の運営形態につきましても大きな変更を余儀なくされております。

これまで、県の医師確保課や国保連合会などに協力要請を行いながら後任医師の募集を継続してまいりましたけれども、へき地医療における医師不足。これは本当に深刻でございます。こんにち現在におきましても、有効な情報および問い合わせ等は入ってきていないという実情でございます。高知県や医療センター、および幡多医師会等に医師派遣の協力要請を行ってきた結果、代替診療医師を派遣していただけることになり、拳ノ川診療所におきましては何とか週2日程度の診療日を確保することができておりますし、また、鈴出張診療所および伊与喜出張診療所につきましても、月1回の出張診療を実施しております。しかしながら、どうしても診療日が不定期となり、予約診療、これによって慢性疾患の方々および訪問診療を中心に何とか対応しているという状況でございます。

さらに、この医療センター等からの代替診療医師。この医師派遣につきましては、いつまでこれが確保できるかという部分につきましても不透明でありまして、これまで以上に医師確保の取り組みを継続していかなければならないと考えているところでございます。

現状については以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

今、課長の答弁聞きますと、予想以上に医師確保というのが難しい課題だなというふうにお聞きしたんですが、週2日の診療。そして、伊与喜、鈴は月1回。不定期な診療ということは、何曜日と何曜日というふうに決まってなくて予約をするということだと思んですが、どのような予約方法になってますか。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

ご質問にお答えしたいと思います。

医療センターからの医師を派遣していただきますので、その派遣してくださる先生の空き時間。こういった部分を、予定を前取りしてですね、何とか1カ月以上前にそういった部分の計画を立てていただいて、1カ月前の広報でその月の診療日を皆さんにご報告もさせていただいておりますし、そういった部分で計画した日程で予約診療をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

何て言いますか、お聞きしますと網渡り的な医療でしてね、なかなか急な病気というのはもちろん対応で

きないわけですが。これ現状としてはですね、本当に常駐の医師確保がなかなか困難というふうにお聞きしたんですけれども。佐賀地域はですね、以前は疋田先生という立派な方がおられまして、地域医療に力を入れて、住民の健康増進とか病気予防に大きな力を発揮してたとお聞きしています。

都会ではですね、医療機関も多いし、さまざまな条件が整っていますので恵まれてるんですけども、地方は高齢化も進み、過疎化もまあ加速化されています。今後ですね、ますます地域医療はもう住民にとってなくてはならないものになるわけですが、今の事情を聞くということはほんとに何か暗い気持ちになりますけども、地方はですね、病院へ通う交通手段が少ない。また、一人暮らしの高齢者が増えて、見守りする目も行き届きづらくなる。身近に医療機関があればほんとに安心なんですけども、そういうことがだんだん難しくなってきた。その点、今まで拳ノ川診療所というのは大きな役割を果たしてたと思うんですね。それで、もちろん執行部としてもそういう大きな役割を果たしてたということは分かってる上で、医師確保に向けて努力をなさっていることだと思います。でも今ですね、特に国は今後の方向として、大きな総合病院に診察してもらおうときにはかかりつけ医師の紹介状がなければ医療費が上がると。初診料でしたかね、上がるというような方向を取ろうとしております。そういう場合もですね、ますます拳ノ川診療所を含めた地域の医療施設の果たす役割は大きくなっております。

昨年、赴任なさってました小野医師もですね、当初は地域医療に力を入れてくれるということをお聞きしましたので、住民の期待も大きかったのではないかなと思います。執行部としましてはこういうさまざまな状況を考えてですね、今後、地域医療についてどのように考えているのか、まあ、どのようにすべきと思うか、そういう考えをちょっとお聞きします。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

宮地議員のご質問の地域医療についてお答え致したいと思います。

議員のご質問にもございますように、拳ノ川診療所を中心とした佐賀地域におきましては、長い間、拳ノ川診療所所長として勤務された疋田医師が熱心にこの地域医療を進めてきたという経緯がございます。この疋田医師につきましては、医療の提供だけではなく保健活動。こういった部分と連携して、地域の方々の健康増進および病気の予防等に大きく貢献してきたというふうに認識をしております。保健、医療、福祉の連携、こういった部分による住民の方々の健康増進、そして病気予防等をより効果的にするためにも、こういった疋田医師のような常勤医師が必要だとは考えておりますけれども、先ほども述べましたように、へき地医療における医師不足は本当に深刻でございます。

常勤医師の確保につきましては極めて難しい状況にあると言わざるを得ませんが、これまでこういった部分で培ってきた地域医療のノウハウが生かされるような、こういった取り組みを継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

地域医療のノウハウをなくさないように、まあ培っていきたくて、そういう考えをお持ちであるということではほんとに大事なことだなと思うんです。せっきく住民の健康増進、または病気予防について今まで築いてきたものがですね、どんどん寂れていく。地方は医師不足ということでなくなっていく。これ自体は国の政策も矛盾してるんじゃないかなと思うんですよね。医療費を下げたいんだから、こういう末端の所にまで医師が

届くようにしないと、ほんとの意味の健康増進、病気予防というのがなされていかない。どんどん病気が悪化してからしか病院行けないとか、そういうことにもなりかねないんですけども、まあ、ここでほんとに執行部へお願いというのは、続けてですね、今以上に努力をしていただきたいと、医師確保に努力をしていきたいということしかほんとにないんですが。

以前も今もやってるかも分かりませんが、医者の方にもですね、奨学金を自治体、関連して出して、その奨学金制度でこう、若い先生方がこう来て、回ってきてくれました。前回、小野先生の前の先生もそうじゃなかったかなと思うんですけど、そういう先生方をお呼びすると、そういうことはできないんでしょうか。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

医師の奨学金制度という部分であろうかと思いますが、奨学金対応事業に黒潮町も参加しております、現在数名の奨学金の方が学んでいるというふうに認識しております。

その方々が卒業されて地域に出るまでにはまだ3、4年かかるという部分がありまして、現在そういった方々を中心に、いろいろ県とか、その事業の中心になる国保連合会等とも連携を取りながら情報収集していますけれども、今すぐに現場に入れるという先生はまだ育っていないというのが現状でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まだ3、4年かかるということですので、何とかその3、4年をつないでもらわなくてはいけないですし、そうなる前にですね、ほんとに医者が確保できれば一番いいことです。

引き続き、もちろんホームページなんかにも出していることでしょうし、努力をしていただくということになりますが、この地域医療の中でですね、まあ先ほど言いましたけども、拳ノ川診療所が地域の住民の健康増進とか病気予防に果たした役割は大変大きかったわけですね。それでさらにですね、病院に行くだけでなく、在宅看護、または在宅介護といますか、そういう現場ではですね、もっと先生がいないということで、深刻な状況だと思います。在宅介護するということは、先生の往診があつてほんとにいいわけですけども、医者が常駐してればですね、ほんとに疋田先生は往診もあつたと聞きましたけども、定期的に往診があるならば、在宅介護してる人もですね、また看護してる人もですね、家族としては安心ですよ。急に熱が出たとか、容態が変だとか、何かあつたときすぐに診ていただけると、そういう安心感がありますが、今はこういうこともほんとにかなわないような状況がこうできてきてる。

国はですね、現在行われてる国会でやってると思いますが、医療介護総合法案を通そうとしておりまして、ここでは病床を削減するとか、まだ治っていない患者でも、もう今は病院を追い出されてしまいますけども、そういう実態がもう既に始まっております。国は在宅看護に重点を置くのであれば、地域医療の充実を援助する何らかの対策を同時進行で行うべきだと思うんですけども、地方での医師確保は今聞いたようになかなか困難な問題があると、そういう現状ですね。

これはですね、病人を抱えた家族の負担と不安というのが、今後ますます増え続けると思います。国の医療、介護制度の改悪で、今ではお年寄りがお年寄りを介護しなくてはいけない老老介護がもう当たり前になってきておりますけども、介護の現状はますます深刻さを増しています。私はいつも議会で言っておりますけども、国の悪政の防波堤になるのが地方自治体の役目ですということで、ぜひ地方自治体には頑張ってくださいなんですが、在宅医療、在宅介護、在宅看護の充実を考える上でも拳ノ川診療所の果たす役割は大きかったと、

大きいものがありますが、この点については大変難しい点もありますけども、何か対策なり考えがありましたらお聞きします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

拳ノ川診療所の現状につきましては、特に拳ノ川診療所の医療圏にお住まいの皆さまには大変ご心配もお掛けしてるところでございまして。また、これまで宮地議員からご指摘いただいた内容につきましては、私ども執行部と致しましても、全く同じ認識を持ってございます。

その中で、地方自治体として、この医療改革においてというご指摘を賜りました。医局制度の崩壊がですね、これほどまで短期間に、これほどまで大きな影響を地方に与えるということは想定されていなかったと思っています。よってですね、明らかに地方、地域への影響が、このように負の影響が大きかったという検証をですね、実際のところしっかりしていただいて、それを踏まえた上での医療改革につなげていただければと思います。

それから、拳ノ川診療所の今後、あるいは黒潮町全体の地域医療についての今後でございませけれども。

まず、5月の22日に幡多医師会の常任理事会の方へ参加をさせていただきまして、今後の黒潮町の医療だけではなくて、医療、福祉全体の構想をですね、黒潮町はしっかり持つべきだと思っております。しかしながら、多分に専門性を有する分野でございまして、その医師会の方からもご指導をいただけるように要請をしたところ、ご快諾をいただいたということでございます。現在、庁舎内でその体制づくりを進めてるところでございまして、議会終了後、体制が確立しますと、直ちにこの医療構想の策定に着手をしたいと考えてございます。

その中で、拳ノ川診療所の現状というか医療圏のことを考えたときに、これまで幡多医師会の方から来ていただいております木俣先生からのご指摘でございませますが、受診される患者さんが広範囲に位置しているということにはなっておらず、ある一定面積が限定されるということで、実は往診の効率は非常に高いのではないかとというようなご指摘もいただいております。

今後の医療構想をまとめ上げていく中では、この往診。それから、先ほどおっしゃっていただきました訪問看護。こういったこともこれまで考えていなかったところではありますけれども、積極的な検討が必要であると考えてございます。しかしながら、先ほども申し上げましたように、多分に専門性を有するところございまして、今後、医師会のご指導を賜りながらということになるかと思っております。

それと併せて、補正予算の説明でも申し上げましたように、常勤医師の確保につきましては引き続き全力で努力をしていくということでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

全体的なことは今町長の方から答弁がありまして、まあ、ほんとに広い意味でまた幡多医師会なんかとも連携しながらやってるというお話でした。そういう点は、ほんとにおまかせするしかないわけですが。

これですね、テレビでこの間やってたんですけど、愛媛県だったと思うんですけどね、所々しか見てないんですけど。やはり各地方、こういう医師不足があつて、地域医療に問題があるということですね、まあ幡多郡なら幡多郡、まあ黒潮町なら黒潮町でいいと思うんですけど、の医師が連携して、カルテも共有して、そしてその都度、空いてる医師がこう対応していくと。そういう医師のネットワークをつくっていった対応してる

と。今回、Aさんが病気になって、Aさんは一つの医療機関にかかっているけども、その別の医療機関もカルテを共用しているので、そこで診てもらえたとか。そういう方法を今取っているという。まあ例えば、医療の先進地域だからこそテレビに出たんだと思うんですけども、そういう一定の方向。黒潮町の医療機関が連携してですね、地域医療を見ていくといえますか、そういう方向は今すぐというわけにはいきませんが、一つの方法であるんじゃないかなと。

また幡多医師会なんかと相談しながらの話ですが、そういう方向性というものはどうでしょうか。これ、テレビを見たことで言っているだけでですけども。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

ただ今の質問にお答えしたいと思います。

広域で医療を担当しているというふうな部分につきましては、現在、拳ノ川診療所におきましてもへき地医療ネットワーク、こういった部分が3月末で確立されました。ですから、今、議員ご質問のような、広域でテレビ画面を通じてですね、医師同士での情報交換とかそういった部分は、今実施できる環境は確立しております。

ですから、そういった部分も含めて、今、庁内で検討を重ねているところでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

そういう点についても検討しているというお話を聞いて安心しました。

私はこれは先進地域の話だから、まだまだ遠い話で、町内では到底無理ですというような答弁が来るんじゃないかなと不安に思っておりましたが、まあ町長の先ほどの答弁もはじめですね、地域医療についてはほんとは力を入れていかなきゃならないことですし、幡多医師会の方とか全体的に考えても皆さんが、専門家の皆さんも一緒になって、行政も一緒になって考えてくれるという点では、また引き続きそういう努力をさせていただきたいと思います。

1 問目はこれで終わります。

2 問目に入ります。男女共同参画についてです。

男女共同参画社会基本法が1999年6月に施行されました。それを踏まえてだと思っておりますけども、県は毎年6月を男女共同参画推進月間としています。そのため私も昨年の6月に続き、今年も6月議会にこの質問をすることにしました。

男女共同参画について基本的な考え方を、こうち男女共同参画センター、ソーレですけども、そこで発行しているパンフレットから紹介したいと思います。ここに書いてあることをちょっと簡単に読ませてもらいたいですけども。

憲法は、国民は個人として尊重され、法の下に平等であると定めています。女性問題イコール男性問題であると言われるように、性別にかかわりのない人権の問題であるという理解が基本的に必要です。社会のあらゆる場に、男女が対等のパートナーとして、自立した人間として、性別ではなく、個性が生かせる男女共同参画社会を目指しましょうというのが、これは一つ後書きとして書かれてあることなんです。まあ、男だから女だからというのではなくて、女性も男性も自分らしく生きていくことを大事にするという考え方だそうです。

男女共同参画とは男女同権の意味ですね。男性や女性である前に一人の人間であるという本来当たり前の考え方ですけども、この理念は戦後に発布されました憲法24条に初めて取り入れられたものです。それまでの

日本社会というのは男尊女卑で、女性には選挙権もなく、結婚相手さえ一家の家長が決めるとか、女性が人間らしく生きることが難しい、女性の人権は著しく侵された社会でした。男尊女卑の考え方は長い歴史の中で奥深く私たちの中に浸透しておりまして、日常のさりげない習慣の中にまでずうっとしみ込んでおります。

男女共同参画の分かりやすい具体的なとらえ方を、県の条例の12条にある一部分ですが紹介してみます。これは昨年のおきも紹介した内容ですけども、この12条によりますとですね、男性の家事、子育て、家族の介護等への参加を促進するための啓発に努めます、とあります。

私たちの周りでは、まだまだ年齢が高い人ほど男子厨房に入らずとか、男は仕事、女は家庭という昔ながらの考え方が根強く残っておりまして、家事や育児、果ては介護までですね、それは女の仕事だと、それは当然だと思ってる方がまだまだ多いのではないかと思います。

これらの意識を変えていくには、長い時間と努力が必要です。男性にも女性にもそういう意識がまだまだ不足してますので長い時間と努力が必要ですが、日本における男女平等の実態というのは世界の水準からも大きく遅れておりまして、135カ国中、日本は105位と、ほんとに下の方なんですよね、女性の進出具合といえますか。それで行政は推進月間などを定めて、住民に周知、啓発を図ることはとても大事だと思います。昨年の私の質問で、一時途絶えておりました町の広報の男女共同参画のお知らせが今年の6月の広報には課長の答弁どおりきちんと掲載されております。町の広報でのお知らせは、町民へのまだ数少ない啓発の場ですので、分かりやすく、できるだけ全体を網羅した内容を希望します。

ソーレでは、先ほど紹介しましたパンフもありましたけども、男女共同参画について、これは男女共同参画ってなあにとかですね、ジェンダーってなあにとかいろいろ、私は2種類だけソーレへ行ったときにもらってきたんですけど、いろんな種類のパンフレットを発行しております。それらも利用しながらですね、広報への掲載内容を、例えば毎年変えていくとか、いろんな工夫も一つの考え方じゃないかなと思いますので、検討していただきたいと思います。

今回の質問はですね、広報への掲載による町民への啓発を一步進めて。もう広報には掲載されましたから一步進めて、6月議会で予算も計上されておりますが、男女共同参画のプランづくりについてお尋ねします。

昨年の議会答弁では課長はですね、先進の自治体にも意見を聞きながら、そして地域の皆さんにも情報を聞きながら、これから何ができるのか一緒に考えて、プランの作成を考えていきたいとの答弁でした。プランづくりの進み具合はどうでしょうか。現状についてお伺いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは宮地議員の2番目の男女共同参画について、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

議員のご指摘のあった昨年の6月議会にご答弁をしておりました、平成26年度の計画策定を目指すということで、どのように進んでいるかというご質問でございます。

そのときのご答弁でもお答えを致しましたように、まず情報収集をしながらプラン策定をしたいとしてございました。当初予算でということも考えてございましたけれども、骨格予算との関係もございまして、今議会にその費用を予算計上させていただきました。

予算編成に当たっては、近隣の自治体で策定された経費等参考に致しまして計上しておりますけれども、男女共同参画社会の形成ということにはまず国の施策に準じた施策と、その区域の特性。つまり、黒潮町の特性に応じた施策を策定する必要がありますので、まずはプラン策定委員会の設置が急がれるところでございます。

この委員会設置に当たっては、プラン策定の設置要項等も必要とされますので、庁舎内の関係各課との協議

も経まして、策定委員の選考とその委嘱を進めていくことになるかと思えます。しかしながら、初めてのことでございますので、県の県民生活・男女共同参画課の協力も仰ぎながら、手順等をご教示願ひ、また策定委員の選考については、町内の各種団体や企業からできるだけ多くの女性の方に世代を越えてのご参加を願ひたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

予算もつきまして、プランを策定する委員会を設置すると。それにはですね、各種団体、そして多くの女性も入れて、世代を越えた方を策定委員に入れていく。ほんとにいいものをつくっていただきたいんですが。

四万十市の新しまんと男女共同参画プラン。四万十市は以前にもあったんですけど、新ということで新たに作り直しておりますが。ここにはですね、いろんな地域情報としては、アンケートを取っておりますよね。そういうふうにして地域の状況と併せて参画プランを作っていくんだと思いますが、まあ県のアドバイスを受けながらということですので、進み具合は今ここでどういうふうになるか分からないとは思いますが。

町のね、連合婦人会でも、男女共同参画の実現とエンパワーメントを推進するということを年間の努力目標として掲げているんです。プラン作りへですね、黒潮町も一歩前進したということでは大変うれしいことです。今後、先ほど言いましたけど、プラン作りにおいて具体的なスケジュールというのはまだと思いますが、着々と進めていただきたいし、予算がついたので進むと思えます。

これですね、策定委員会をつくりました、いろいろできましたが、大体の期間とといいますか、そういう大枠を持つてるのかなと思うんですが、そのへんはどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは再質問にお答えします。

今後のスケジュールといったことでございますけれども、今、予算計上させていただいている内容は、まあ委員さんの委員会の手当と、そして基本的な考え方をまとめていく、その費用でございます。どういった冊子をどのようなことに作っていくか。ほんで、なんぼ作って行って、どう普及させていくかといったこと、これからの課題になってきます。委員会を招集して皆さんのご意見をやる中で、その考え、思いを文字にして伝えていくようなことになろうかと思えます。

昨年6月議会で一般質問を受けて、男女共同参画という言葉に敏感になった男性が一人ございまして、それもまあひとつのきっかけということになります。男女共同参画という言葉自体が男性にとっても女性にとってもどういうものなのかといったこと、いろんなイメージを抱かれているかと思えますけれども、委員会を結成して、その考え方を文字にしてみんなに伝えていくことをしないとイケませんので、今回計上させている予算の中には、その考え方をまとめていくだけの経費だけを計上してございます。従いまして、当初からの発注ですと、もう既に進んでいるところかと思えますけれど、この26年度中に冊子までという予算、今持ってございません。会の進め方の中でまた進ちょくを見て、補正対応もさせていただきたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

今、始まったばかりですので、冊子まで、いついつまでに何冊ぐらい作るとか、そういう細かいことはもちろんできてないと思いますが、今、課長の答弁を聞いておまして、ほんとに安心しました。具体的にそれが進んでいくことだろうと思います。

この男女共同参画という言葉に敏感になったと言っておりましたが、ほんとに私もこの質問をすることによって初めて勉強したと。言葉を聞いてても、なかなかその基本方針、基本理念というのは自分で分かってなかったんじゃないかなと思ってですね、すごく勉強になったんですが。それがまあ第一段階としては、課長も大事だと、皆さんに知っていただくことも大事なことだということでありました。

この男女共同参画というのは、今こそですね基本法が採択されて、議会でも私がこのようにプラン作りが提案できる状況になっていますが、ここに至るまではそれなりの歴史がありました。これもソーレが発行しているこのパンフレットからの引用ですけども、1979 年、昭和 54 年ですが、女子差別撤廃条約が国連で採決されました。日本はこの条約の批准を要求する女性たちの声に押されて、1985 年、昭和 60 年ですが、批准しております。この条約を批准するには、条約の趣旨に沿った国内法を整備しなければならないんだそうです。それで、家庭科の女子のみの必修を男女必修へ。男女雇用機会均等法の法制化など、3 点を批准の要件にしたとあります。1985 年、日本が女性差別撤廃条約を批准したことにより、今までは主婦の準備教育として位置付けられておりました高校の家庭科が男女共に必修になって、普通教科へと生まれ変わったそうです。現在もそういうことになってます。

1991 年には育児休業法が成立し、子どもを養育するために男女を問わず休業できることになりました。しかし、2006 年のデータですが、女性の育児休業取得率は 80.2 パーセントですが、男性はわずか 0.8 パーセントだそうです。男女の賃金格差の是正や育児休業取得に対する周囲の理解もまだまだ足りず、男性が育児休業を利用しやすい環境づくりとか意識改革もまだまだ不足してるというのが現状です。

そして、1999 年に男女共同参画社会基本法が成立し、施行されております。基本法は国や自治体の取り組みが進められて、推進することを義務付けております。

2001 年には、配偶者からの暴力防止および被害者の保護に対する法律、いわゆる DV 防止法が成立しまして、女性を配偶者や恋人からの暴力から守って、まあ暴力根絶への道筋へと、法ができました。

このような内容を私もこのパンフレットを見ながら勉強したわけですけども、このような内容を載せたパンフレットはソーレへ行かなきゃない。まあ、高知へ行かなきゃないということで。できましたらですね、ソーレから取り寄せるか、または庁舎で作るか、役場で作るかは別としまして、町民の目の触れる所に、簡単なものでもいいですから置いておくことが必要じゃないかなと。そのプラン作りと並行しですね、啓発はできることから始めてほしいと思うんですが。

どうでしょうか、そういうパンフレットを。こんな、ほんとはこういういいものだったらいいですけど、お金掛かりますから、それなりのやり方があると思うんですが、そういう方向はどうでしょうか。課長にお尋ねしますが。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

再質問にお答えします。

いろんな場所で目に見えるものを置いていくということも、確かに考え方を浸透させていくことについては

効果があると思いますので、そのような取り組みを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

いい答弁が返ってきておりますので、順調に進んでおりますが。

最後に町長にお尋ねします。いい答弁が来るかどうか分かりませんが。

男女共同参画を実現していく方法の一つとしてですね、意思決定機関に積極的に女性を入れていくようにというのは前回の質問でもしたことでしたが、防災会議に女性を入れてくださいとか、女性の視点が必要じゃないですかとか。

町の管理職に今回もまた女性が一人もいなかったんですが。まあ、ちょうどですね、住民課長のいすも空いておりますが。今後ですね、住民課長のいすということは別にしまして、女性の管理職を登用すると。そういう積極的な考え方がないとなかなか実現しませんし、そういう方向で町長、そういう方向を持っていただきたいんですけどいかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

現状を見ていただくとですね、大変答弁しづらい立場にもあるんですけども。

副町長も変わりまして、しっかりと協議を重ねた上で、方向決定していきたいと思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

副町長も変わりまして、ほんとうによろしくお願ひします。

この質問はこれで終わります。次へ移ります。

3 点目、肺炎球菌の予防接種補助についてです。

肺炎の予防注射の補助については 12 月議会で質問しまして、実施に向けて前向きな答弁をいただいております。今回の議会で予算も計上されて、黒潮町でもほかの幡多地域の自治体と比べますと、遅ればせながらですけども、実施することが決まりました。

肺炎は日本人の死亡原因では第 3 位と高く、特にお年寄りの死亡原因としましては高くなっています。肺炎で亡くなる方の 95 パーセント以上は 65 歳以上の高齢者だということですので、これはですね、昨年冬に西田敏行さんを起用して、テレビや新聞で予防を呼び掛けておりました。そこから取ったものですが。

高齢化とともに体力が衰え、体の免疫力も低下しますので、肺炎は高齢者にとってはまさに命取りの恐ろしい病気です。予防注射をしておりますと、たとえ肺炎になっても軽い症状で終わると言われておりますので、医療機関の方でも進めておりますが。いかんせん、あの予防注射の金額が問題でして、大体 7,000 円から 8,000 円掛かるという高額ですので、年金暮らしの高齢者には相当な負担となっております。

それで幡多地域では、もう幡多地域の自治体では、先ほども言いましたけども、黒潮町だけが肺炎の予防注射の補助を行っていなかったもんですから、医療機関に行きますと、あの補助があるだけ黒潮町はないのよねとかと言われたと、そういうようなお話も住民から聞きましてですね、住民の間では補助の要望が高くて、今回の町の決定を心待ちにしている方も多と思います。住民にとっては大変ありがたい、うれしい事業です。

ここに至るまでには、健康福祉課長の並々ならぬ努力があったのではないかと感謝しております。

どのような実施になるのか、まず概要を伺います。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは宮地議員の一般質問の3番目のご質問、肺炎球菌の予防接種の補助についてお答えします。

成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種に対する補助につきましては、肺炎の罹患（りかん）や重篤化に対する予防効果もあると言われていること、および高齢者の健康の保持ならびに増進の見地からも補助事業化できるよう取り組んでいくこととして、大変遅くなりましたが今議会において補正予算案として計上させていただいております。

まず、実施期間につきましては本年の7月から開始する予定としておりますが、予防接種法の改正により、10月からの定期予防接種化、B類疾病となる見込みであるため、本町の補助制度はそれまでの7月から9月末までの3カ月間となる見込みです。

これにより、対象となる方で肺炎球菌ワクチンの予防接種を希望される方につきましては、7月より9月末までは本町の補助事業により、また10月からは国の定期予防接種化による助成が行われる見込みであります。

なお、対象者につきましては、町の補助事業期間は70歳以上の方を対象としておりますが、国の予防接種化となる10月以降につきましては、経過措置としまして、65歳以上の方で、65歳、70歳、75歳を迎えられた方のように5歳刻みの年齢で、これまで肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けていない方が対象となる見込みです。

町の補助事業の期間は7月から3カ月と大変短い期間とはなりますが、70歳以上の皆さまの経済的負担の軽減ならびに肺炎に対する予防効果もあると言われていることから、予防接種の受診率向上に取り組み、高齢者の健康の保持ならびに増進に努めてまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

なかなか内容が複雑で、住民には分かりづらい点があるかなと思いますので、課長の答弁と重なることがあるかもしれませんが、再確認していきたいと思います。

補助の金額ですけども、これが幾らなのかということ。それから、町と国の方で実施期間が。町はもう7月から9月まで。それから、国の方からは10月からということ。まず、補助のお金を幾ら出るのかなということ。

例えばですね、医療機関によって値段が違うんですね。6,800円ぐらいの所がありますし、8,000円の注射代もあるんです。だから、どういうふうになるのか、一つはお聞きします。

それから、その町の実施期間を7月から9月までですか。そのときのお金。10月からの国からのお金。それもおなじなのか。その点、お願いします。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

まず、補助の金額につきましてお答えさせていただきます。

町の補助事業の期間につきましては、昨年の議会においてお答えさせていただきましたとおり、肺炎球菌ワクチンの接種費用のうち4,000円を補助することとして、予算案の計上を行っております。

また、10月から制度が変わって分かりにくいというお話ですので、少しだけ整理をして答弁にさせていただきますと思います。

再度の答弁とはなりますが、町の補助期間につきましては、本年の7月から9月末までということで3カ月間を予定しております。

対象者につきましては、70歳以上の方で、これまで肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けていない方を対象とする方向で検討しております。

補助額を4,000円として予算計上しているというのは答弁させていただいたとおりです。

国の定期予防接種化、B類疾病となる10月以降につきましては、まず年度年齢で65歳以上の方で、5歳刻みの年齢の方のうち、これまで肺炎球菌ワクチン接種を受けていない方が対象となる見込みです。

また、ご質問の補助金額など個人負担額につきましては、今現在、県下で統一するよう、打ち合わせというか、検討を行っておりますので、現時点ではまだ決まっておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

はい、確認します。

町のやつは7月から9月までは4,000円。10月からの国の補助についてはまだ金額がはっきりしてないと、それでよろしいですね。

それからですね、初めて予防接種を受ける人のみが対象ということでしたが、これは今まではもう、生涯に1回しか受けられなかったんですが、5年置きで2回受けても構わないということになったんですが。これは町の補助期間、3カ月間はどうか。

10月から国の方ではそういうことですが、町の方はどうですか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

町の補助期間であります7月からの3カ月間についても同様な取り扱いをしたいというふうに考えてます。

国の定期予防接種化の対象者の方針が、これまで肺炎球菌ワクチン接種を受けていない方が対象となっており、まず、この基準に準ずる考え方と、短期で予防接種を行うと接種した部分に副反応が増加すると言われてることによる判断で、町には肺炎球菌ワクチンの予防接種のデータがないことによる聞き取り調査を行う必要があると認識しております。

高齢者の皆さまが予防接種の年月日を正確に覚えていない場合もあると考えられることから、万が一に備えて、安全性を考慮して、この方向で検討しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

10月からは国の制度に変わって、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳というふうになりますので、例えば

73の人は受けれないと、67の人は受けれないということになるわけですが、町の3カ月間の間では70歳以上なら、初めて受ける人だったら、72だろうが82だろうが受けれるということですよ。

これはですね、今まで私は中村で予防接種の話は聞いたんですけども、町の補助もどこの医療機関へ行っても補助を受けれるかどうかをお尋ねします。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複する部分があると思いますが、まず、町内の医療機関と肺炎球菌ワクチン接種にかかる委託契約を結ぶ関係で、町内の医療機関というふうを考えております。

また、予防接種をされた方は、町からの補助額を差し引いた金額のみを医療機関に支払っていただく方法を取りたいために、まあそのようなことになっております。

なお、町外の医療機関との委託契約につきましては、予算を認めていただいたからの作業の開始となりますので、準備期間も大変短いため、委託契約の締結は難しい状況であることをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

そしたらですね、7月から9月までの間は町内の医療機関でないと受けれないと。

じゃ、いきなり行ってですね、7月からですけど。予防接種受けたいんですが、ということであれば、まあお金は今4,000円はもう差し引いたものだと言っていましたので、そのまま受けれますか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

町内の医療機関であればそのようにできるように、今から準備というか、調整を進めていく予定です。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

すいません。何で私がこういうことを聞いているかといいますとですね。

以前ですね、課長からは7月から9月までの間、受ける人はですね。役場に申請書をもらいに来ないかと、そういうような説明がちょっとあったように思うんですよ。そのまま医療機関に行っても、もう医療機関には備え付けてはおかないというようなお話だったものですから再確認してるんですけど。

予防接種受けたいなと思って町内の医療機関行っただけども、いや実は役場から申請書なり何なりもろうてこな受けれませんよということになると困るものですから、そのへんをお願いします。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

この答弁も再度の答弁とはなりますが。

まず基本的に、町の方に肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けられた方のデータがないことによる聞き取り調査を行う必要があると、そのように認識しております。その聞き取り調査の結果を医療機関に持っていただいて予防接種を受けるといった方法が、一番安全性の確保、担保できるのではないかとこのように考えておりますので、事前の申請を必要であると、そのような方向で検討しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

重なるような答弁もいただきまして、ありがとうございます。

来月の7月からですね、この制度はすぐに、この予算が通りましたらすぐに始まりますが、70歳以上の方が、まあ年齢に70歳以上でしたら関係なく補助が受けられるのは9月までということで、まあ町の方に行って、聞き取り調査をして、それを町内の医療機関に持って行って補助を受けることとなります。

その期間はわずか、短いですが、やる期間も。10月から少し内容も変わりますので、それらを住民に広く知らせていく方法が必要だと思うんですが、その方法はどのようにするのでしょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

周知の方法につきましては広報紙への掲載も検討をしておりましたが、原稿の提出期限が到来していることでもございまして、7月初めの広報の配布に併せてチラシを作成して、周知に努めることとしたいというふうに考えております。

また、告知端末を活用し、周知の放送を行うことも検討しているところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

大変テンポのいい答弁が返ってきまして、着々と進んでいます。

チラシを作って住民の方に知らせてくれるということなんです。

今、話聞いただけでも、ちょっと住民の方は分かりづらいという点がありまして、気が付いたらもう9月済んでたということになりかねませんので。そのチラシは7月の広報と一緒に、今言ったようないろんな、役場に申請用紙を出さないかとか、町外では受けられないとかというのは、今聞いてもですね、なかなか分からないのでチラシに載るといって安心しております。

で、10月からですね、その制度が変わりますが、その点についてもまた広報に載るなり何なり方法があるんじゃないかなと思うんですが、その点はどうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

先ほど答弁させていただきましたチラシの中で、ある程度チラシの中で、ある程度整理をしたものを一緒に周知できるような形を今想定しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

大変親切な答弁をありがとうございます。安心致しました。

中途半端になりますけどどうでしょうか。

（議長から「これで休憩しましょうか」との発言あり）

3 問目までは大変スムーズに答弁が来ましたので、4 問目を残してよろしいですか。

議長（山本久夫君）

はい。

宮地さんの一般質問の途中ですが、この際、13 時 5 分まで休憩します。

休 憩 11 時 33 分

再 開 13 時 05 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

それでは午後の部、気を取り直して始めたいと思います。

4 点目のケーブルテレビ事業についてです。通告要旨をちょっと読みますと。

今年度の情報基盤整備事業予算では、事業の不足金が 8,000 万円を超えている。このままでは 1 億円の赤字会計になりかねないが、何らかの対策を考えているかなど、この事業全体について問うと書きました。

情報基盤整備事業は、まあ住民にはケーブルテレビ事業の方が分かりやすいのですが、この通告書にも書きましたけども、この事業への繰入金は、昨年もそうでしたけども 8,000 万を超えました。やがて、1 億円近い税金を投入し続けることになるんじゃないでしょうか。

私たちは、この事業を始める当初から多くの住民の方とともに、子どもや孫に借金を残す事業ということで反対をしてきました。この事業そのものはですね、当時、国の政策でブロードバンドゼロ地域の解消だとか、まあ情報格差の解消ということですね、国が全国的に進めていった事業だったので、私たちはこの事業の全部をやめなさいと言ったんじゃないかと、もっと安く工事ができるんじゃないかなと、そういうことで、今のままではとても大変だということで反対をしてきたわけですけども。その中でですね、同僚議員 4 人と一緒に周辺市町村に行ってお話も聞き、どういうふうに取り組むのかということをお聞きしながらですね、その都度、議会にも提案をし、まあ提言もしてまいりました。四万十町、土佐清水市、大月町、三原村。それが、ひいてはですね、北川村にも行って話を聞いてきたところです。残念ながら議会では反対が少数でしたので賛成多数で否決されまして、事業の開始がまあ始まって、こんにちに至っております。

事業に反対してきた私たちも、この事業はですねお金さえあるんだったら、便利で、重宝で、ありがたい事業であるということは当初から言っています。それは 16 億円もの大きな金額を費やす事業ですから、町民にそれ相当の恩恵があって当然です。ただ、お金が掛かり過ぎる。事業費の返済金と事業の運営費が問題なわけです。だから、周辺市町村ではどういうふうにしてるのかということをお聞きすると、いかにこの事業を安くするかという工夫がですね、いろいろ、いろんな所で見られました。今日言ってるともう長くなりますので省き

ますけども、残念ながら黒潮町ではケーブルテレビありきで進んでいったんじゃないかなと、そういう気が致します。

事業の運営費が今問題で、それをですね、大きなお金が掛かれば結果的には税金で穴埋めをする羽目になります。事業費が高ければ高いほど、住民にとって便利で充実したサービスをすればするほど、それ相当の代償が必要で、税金投入の金額が増えるので、それらのことも含めて町民の皆さんと一緒に反対をしてきた理由です。

今回の議会でもですね、ケーブルテレビについては防災関係とか各種サービスの充実を求める提案があり、その提案自体は本当に前向きな内容だと思って聞いておりました。しかし、私は以前からこのケーブルテレビの赤字の事業についてはですね、バージョンアップをすることが果たして町民全体にとっていいことなのかどうなのか。これ以上の経費を増やすことよりも、1円でも減らす対策が必要ではないのかとの主張をずっとやり続けております。今のままでは1億円を超える税金投入が、まあ繰入金ですね、繰入金が続くそうなんです。

最初に、通告書に基づきまして、何らかの対策を考えているのかと問うてありますが、以前、この対策あるのかというふうにお聞きしましたら、課長はですね、加入率を上げる努力をするという答弁でしたが。

最初に町長にお尋ねします。この事業について何らかの対策は考えておられますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは宮地議員のご質問にお答えさせていただきます。

これまで情報防災課長が答弁させていただきました内容と重複することになるかと思っておりますけれども、これも今議会で賜りました質問の答弁ともまた重複させていただくことになるかと思っております。

コンテンツの複層化、あるいはそういった充実。そして、それらが全般的に住民サービスの向上につながると、こういったことの事業効果を求めてまいらなければならないと思っております。

また、この事業を始めた際、当時の環境と、現在、黒潮町が置かれてる環境が大きく変化をしたということも認識をしてるところでございます。もちろん津波リスクはずっとあったわけでございますけれども、さらにそれが顕在化、あるいは巨大化して明示されたということになってございまして、この事業を通じたさまざまな防災対策。これにつきましては先ほど質問の中でいただきましたが、経費の増大を伴うバージョンアップ。こちらにつきましても最低限度の投資で、この事業があったからこそできる再投資。こういったものについては、精査しながらも検討はしていかなければならないと考えてるところでございます。

そして、この事業会計の、いわゆる会計間の繰り出し。これについて問われてることだと思っておりますけれども。これにつきましては、これまでの答弁と同様に事業会計の適性化を求めていくと、まあこういったことは当然でございますけれども。併せて、他事業の会計間の繰り出し、あるいは繰り入れ。こういったものとの整合性を図っていくこともトップとしては大変重要なことだと考えてございます。

つまり、現在では大きな課題となっております国保会計、こういった所への繰り出し。そして、この情報センターへの繰り出し。こういったことはランニングコストとして、今後この黒潮町の抱える一般会計の財政負担を過度の財政負担にならないような取り組みは必要であろうかと思っておりますけれども、一気に解決できる解決策を今明示せよと言われると答えに窮するといったのが現状でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

一気に解決できる解決策はないと、町長言われました。

また、他の事業との整合性も考えていく。それも大事なことだと。そして、防災なんかを考えると、最低限度の経費で、そういうことを精査しながら検討していかなければならないということでしたので、もちろんそうだと思います。

ただ、防災について私思うのはですね、防災というのは当たり前のことですけど全町民対象ですよ。それで、このケーブルテレビをバージョンアップした場合、幾ほど。大事なことではあります、最低限の経費で。大事なことではあります、4割の方しかケーブルテレビ入ってなければ、6割の方の、結果的にはそこに行き届かないと。そういう点で、そのへんの整合性も町長としては考えていただきたい。

充実していくことは、この施設があるわけですから、それはそれで町としてはやっていきたいことですが、告知端末機というのがありますので、それで大きく対応していくと。それが中心にならないと、ケーブルテレビが中心になるということは、先ほど言いましたように4割の町民対象ということになりかねますので、そのへんはよろしくお尋ねしたいと思います。

では、最初に町長の話聞きまして、これから具体的にこの事業全体について入っていききたいと思います。

課長にはあらかじめ言っておりますけど、このガイドブックを参考にしながらですね、現状と問題点といますか、問題と思える点をお尋ねしていきます。

この情報基盤整備事業ガイドブックというのは、全世帯に配布されたものだと思います。一番最初に配布されたんじゃないかなと思いますが。この事業のですね、16、17ページになりますけど、総事業費ですね。総事業費は15億9,818万円とあります。ここに書いてありますね。最初に住民への説明がこういうことでした。約16億円ですよ。

で、私たちはまずこの事業費そのものは当初からですね、いろんな要因を考えると、16億円、こんな金額で終わるわけがないと思ってですね、事業に反対した大きな理由の一つですが。その後、工事が始まって、事業費は毎年執行部からですね、当初よりどんどん増えていることが報告されておりました。工事費が増えていることは分かっているんですけども、合計額は分かっておりません。私たちにも住民にも分かっておりません。それで、今回きちんと整理をする意味もあって、また住民の方にもお知らせするべきではないかと考えまして、情報防災課の担当職員さんには大変お世話になりながら、この総事業費を出していただきました。

当初は約16億円の事業という住民説明でしたが、ケーブルテレビ事業の総事業費は増えておりますが、幾らになりましたか。またですね、総事業費が増えた主な理由はどんなことだと考えますか。

この2点お尋ねします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、宮地議員、ケーブルテレビの事業費というふうにおっしゃられますけれど、正確に言うと黒潮町情報センター事業特別会計の予算でございまして、ケーブルテレビだけの予算ではございません。そのことを少し説明しておく必要があるかと思っておりますので、先ほど宮地議員からご説明のあったガイドブックでも、この事業をするのに大きな目的として、1つは、町の行政情報の周知対策、それから防災対策。そして、平成23年の7月でアナログ放送が停波して、すべてがデジタルに変わるということで、テレビにおけるデジタル難民を出さないという町の大きな課題が当時ございまして、その地上デジタル放送対策。それから、国の政策でもありま

すブロードバンド、いわゆるインターネット環境の改善。ブロードバンドゼロ地域の解消。それからもう1つ当町としては、携帯電話不感地域が非常に多くありましたので、その解消。この5つを目的として、この事業を始めました。

そうして、この事業費の流れでございますけれど。まず、このガイドラインの説明時点ですね。これは平成20年の時点ですけれど、事業を始まる前の構想の時点の予算として15億9,000万の予算で住民説明を始めております。その後、具体的な事業、実施設計に入っていくと、平成23年6月、事業が入って始まって、平成23年6月の議会で当時の総務課長の方はですね、概算、23年の予算ベースで説明したときが16億400万ぐらいの総事業費の説明をさせていただいております。

それから事業がずうっと進んでいきまして、大きな事業というのは平成23年度で終了しております。その時点で事業費としては、工事費と、それからまあ設計等の委託費ですね。工事費と委託費を総額すると18億4,800万ぐらいとなっております。

その後、24年度にはですね議会の中継を始めたんですけど、その中継の機材とか。それから、さらに25年度になると、佐賀に今、白石団地というのができておりますけれど、そちらの方の団地ができたときに、この情報基盤の環境が整うような追加工事。それから、さらに今議会でもですね、藤本議員から質問がございました区域外放送にかんする環境づくり。そういうふうなものが追加で入ってきてまして、平成25年度の26に繰り越した分をのけてですね、18億6,874万8,237円というのが25年度決算段階のものでございます。

ちなみに、26年度に繰り越した分を入れると18億7,500万ぐらいの予算が事業費の総額でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

事業費はですね、18億6,874万8,237円ということですよ。最初まあ、16億で始まったんですけども、これだけになっております。

それで、課長はですね、携帯電話不感地域のこと、この18億6,800万円に入れてますが、これは入ってのことですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

すいません。答弁の中で漏れてましたけれど、これは携帯基地局を造る環境までの事業費を申しました。

そして、同時に並行して、携帯電話のエリア整備事業というのをやっております、その分が平成25年度、26年に一部繰り越しておりますけれど、予算ベースも含めて1億4,347万6,000円ぐらいですので、その携帯電話の事業をすべて完了したとするとですね、この時点で20億1,852万5,132円という事業費になります。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

携帯電話不感地域のは、以前はですね、なかなか予算がでなくて尋ねたりしておりましたけど、今回ここで出ました。携帯電話は、このケーブルテレビ事業の5つの目的と。最初、4つの目的と言われてたんですけど、まあ網羅して5つの目的の中に入りましたけども、最初に始まった16億の中には含まれてなかったんだと思います。それで、別会計のような感じで始まって、それがですね、今お聞きしましたら1億4,300万と。

この情報基盤整備事業の5つの目的、全部を達成する総工事費は、今お聞きしましたように20億1,800万円

われましたかね。私、20億1,100万じゃないかなと思うんですけど、約20億円ということで間違いはないでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

20億1,852万5,132円です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

では、この事業は約20億と覚えやすい、端数を切り捨てましても約20億ということで間違いはないと思います。ありがとうございます。

次にですね、運営費についてお伺いします。

このガイドブックの17ページには書いてあるんですけども、運営費収支見込みと書かれてありまして、そこには初年度の加入率、テレビが50パーセント、インターネットの加入率が20パーセントと見込んでいます。この加入率で収支見込みを23年度からは黒字の数字というふうに記載されております。現在の加入率は、テレビは40パーセントを少し超えて、インターネットは21パーセントに届いておりますので、加入率は目標に近づいています。これはですね、最初の計画を変更して、途中から加入料とか工事引き込み料を無料にして加入しやすい条件にした。また、加入者を増やすために人を雇って、加入者増に取り組んだことも大きく作用していることと考えられます。このように新たなお金を入れて、加入者を増やした費用。それらですね、職員さんをお願いして調べていただきました。

加入金、引き込み工事費無料化により生じた負担額は約1,600万円です。加入者促進のための雇用費用、人件費と費用弁償ですが、これが630万円です。合わせて2,200万円です。とにかくですね、事業費や運営費以外にもこうした余分なお金を掛けている事業ですが、問題は、それまでしてもなぜこの事業が赤字になっているのか。この事業費が増えた理由はなんですかということ、答弁は具体的になかったんですけども、なぜこの事業はこうして繰入金が増え続けていって赤字になっているのか。

その点をどのように考えているかお尋ねします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員のご質問にお答えしたいと思います。

幾つかの項目を輪切りにして、一括してちょっと説明があったので、少し私の方でかいつまんだ説明になるかもしれませんけれど。

まず、携帯電話の事業費。これは別枠でやってると言いましたけど、これは事業そのものが違うんですね。事業率の補助金とか、やり方、組み方が違います。だから、情報通信基盤整備の事業。国の事業も違うし、起債のやり方も違います。

仮にですね、携帯電話1億4,300万要るというふうな説明しましたがけれど、この携帯電話だけを取ってみますと、国の補助率は3分の2です。例えば、まあ平成22から25まで9,200万なんですけど9,000万としたときに、そのうちの国の補助は6,000万入ります。まず、国の補助6,000万入ります。そして、残った3,000万に対して、町はですね、あ、すいません。それに対して事業者負担がございます。NTTさんとかKDDIさんの負担

が事業費の9分の1入ります。それが約1,000万になりますね。だから、9,000万のうち7,000万は国と事業者から入ってきます。従いまして、2,000万ですよ。この2,000万に対して、町は過疎債、または辺地債、いわゆる優良起債を打ちます。そうすると、辺地債が7カ所、過疎債が3カ所打てます。辺地債を打った場合は8割、交付金として返ってきます。で、過疎債の場合は7割返りますので。そうすると、町の負担というのはですね、実質9,000万の事業でも、過疎債でやった場合は600万。そして、辺地債ですと400万という計算になってくるんですね。1つの携帯基地エリアの事業を取ってもですね、こういう違い出てきます。しかも、参入してる事業者の方からはですね、1芯に対して月5,000円の使用料をもらってます。特別会計の入に入ってますけれど、そういう事業費の入も入ってきます。

それから、もう少し気になると思うんですけど、維持管理費どうするのか。

これは、通信会社と町の契約の中で、鉄塔通信機器、それからフェンスとか用地。それぞれに分けて契約しております。町が維持修理するのは、鉄塔とフェンス。機材等については業者が修理というふうな契約しておりますので、携帯だけを取ってもこういうふうな事業の枠組みになっております。

それから、少し長くなっておりますけれど、今後、運営費というふうにするかということでございますけれど、答弁書も構えておったんですけどね。

まず、宮地議員が最も問題にしてる部分。恐らく、繰入金が増えてるというふうなことだと思うんですけど、平成26年度の繰入金についてご説明させていただきますと。

平成26年度の特別会計への繰入金は8,290万6,000円で、対前年度としては136万3,000円の増となっております。そのうちの財政支援事業基金繰入金の745万1,000円は、これ平成21年度から平成23年度までに実施した黒潮町情報通信基盤整備事業に対して高知県から6,811万5,000円という補助金が出ておりまして、それを計画的に繰り入れる計画をして、基金から繰り入れております。

そして、実際、一般会計の繰入金というのは7,545万5,000円でございます、これは対前年度比としては850万8,000円の増額となっております。そして、この一般会計繰入金はですね、いわゆる起債を使っていますので、公債の元利償還金分と赤字補てん分に分かれています、そのうちの元利償還金分が2,964万3,000円となっております。これについては起債として、過疎債、辺地債、合併特例債を組み合わせ、いわゆる優良起債を組み合わせ活用してることから、この部分につきましては少なくとも70パーセントはですね、後年度に国から交付金として返ってきます。

ちなみに、この公債費の元利償還計画は平成38年度までの予定でございます、今後これは償還金のピーク期が迎えてきますので、この黒潮町情報センターの事業特別会計予算全体の規模を押し上げてきます。これは起債の返済額が増えてくるので、全体的には増えてくるようになりますけれども、これからもその分につきましては元利償還金の、少なくともですね、70パーセントは国からの交付金措置があることに変わりはございません。

そして、赤字の補てん分4,581万3,000円につきましては、そのうち1,885万3,000円、これ41.1パーセントになるわけですけど。これは、告知端末運営費、そして減免世帯の負担金。それから町が、この環境のできる前に情報ハイウェイの方にお金を使ってた分、その減額分。本来、行政が防災や福祉の観点で負担すべき性質の経費であると考えております。

そこで、本年度の予算で特に大きな課題としてとらえているのはですね、元利償還金分のうち交付金に含まれない金額と、本来行政が負担すべき金額以外を合算した3,590万3,000円であると考えております。このうちの実は470万ぐらいは、国道とか県道の工事のときの支障移転について補償費が入ってきますので、実質は3,200万ぐら이가一番問題になる点じゃないかと思っております。この要因で最も大きいのはですね、使用料

と加入金がやっぱり伸び悩んでおる。それで、今後の財政健全化の取り組みとしては重要なのは、やはり加入促進の努力と、それから経費に節減になるんじゃないかと思ってます。

このうち、経費の節減につきましてもですね、実は特別会計の方に3人おる職員の中の一番給料の高い係長の給料すべて特別会計に入れております。これ係長がすべてずうっと一年中ですね、この事業にかかわってることはございませんので、今後やはりその部分、どれぐらいの実際の賃金で仕事してるのかももう少し調査した上で、特別会計の質も見直していく必要があるかと思うんですけど。

まあ、何よりも加入者の増が必要でございますので、今後の加入者増に向けた取り組みとしては、区域外放送の実施、そして自主放送のコンテンツの充実、それからデータ放送のコンテンツの充実、それから住民参加型番組制作を積極的に行うこと、そして告知放送を使ったAMラジオ放送、インターネットサービスの充実、そして加入キャンペーンの実施、町内商品販売のCMの制作。

また、支出予算の縮小に向けた取り組みとしては、保守契約費のコスト化、そしてNTTとの基本契約のスリム化、宅内引き込み工事は町内業者として、できるだけ対応していくこと。それから、上位回線契約のコスト化、支障移転費用のコスト化等を行って、とにかく赤字を減らす努力はしなければならないと考えております。

少し長くなりましたけれど、以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

少々分かりづらい答弁で、私の分かる範囲で聞いていきます。予算の細かい点はなかなか私たちには分かりませんが。

最初にですね、この事業が住民説明会では約16億円の工事費だということで始まったんですけども、実際的には18億になった、その理由は大体どういうことですかという説明がなかったことをお聞きすると、それからですね。

まず、それ聞きましょうか。短めにお願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

全体事業を進めるうちに実施設計をくくっていくと、やはり議会放送なり、それから区域外放送なりということをしつかり詰めていくと、やはり設計上の事業費も上がってきたということでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

大体、行政のする事業というのは追加追加でこう上がってくるんですが、まあ16億円だったのが18億円になったと。

それですね、私、ガイドブックに沿って聞いてきますので、もしかしたら答弁が重複することになるかもしれない。大体、今の答弁の内容、細かい点は分かりませんでしたのでお聞きしますが。

この17ページの事業費、運営費の所ですけど、放送通信支出、人件費を含む所ではですね、8,798万8,000円がまあ大体運営費だというふうに、23年度ですね。ほんで25年度も、それから30年度も大体このぐらいの運営費として見積もっております。

これは予算書でいくと総務費と事業費になるんじゃないかと思うんですけども、これ足しますと1億2,800

万円。私の予算の見方が間違いでなければですね、こういうふうになってますが。この金額だけでいくと大体4,000万ぐらい違ってくるんですけども、この収支見込みですよ。これですね、住民はこの表を見たときに、この事業は黒字になるのか赤字になるのかということが大変大きな関心事だったんです。それで、この表を見て、ああ、赤字にならないんだと、黒字になっていくと。まあ、もうけるとまでいなくても、この事業はやっていけるんだということで始まったんですが、現実にはふたを開けてみるとそうじゃなかったということになってると思うんですけども。

これ、見通し自体が甘かったんじゃないかなと思うんですが、どうですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

ご質問にお答えしたいと思いますけれど。

ガイドラインというのは平成20年9月に仕上がっておりますね。事業は平成21年度から始まったわけですので、確かにですね、その時点で概算でガイドラインを作ってますので、設計を詰めていって事業費出したときと比べるとですね、やはり甘かったんじゃないかと言われても仕方ないかなと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

私はね、これはね、課長は甘かったんじゃないかなと思うと言われましたけど、大変重要なところで、住民にとったらこの事業は黒字なのか赤字なのかという点ではですね、やっぱり始めてみたら見積もり甘かったですと、そういう説明ではほんとに納得いかないんじゃないかなと思うんですね。そういう問題もあってですね、まあ事業費も膨らんでいったんですけど、実際始まったら事業費は設計上も増えていったという説明でしたが。

課長の、予算の中の交付税措置とか、いろいろ辺地債、過疎債使うという意味で、いろいろ細かい点がありました。一番最初、住民の中に分かりやすく説明あったのは、16億円のうちに国からの交付金3分の1でしたかね。それから、まあ過疎債も使う、合併特例債も使うと。それで、大体、一般会計からの持ち出しは約3億円、2億7,788万円ということがここに書かれてあります。約3億円と覚えてたんですが。実際、工事費が増えましたけども、この国からの3分の1補助、または合併特例債を使うということでは、割合としては16億が18億に増えたんですが、割合としてはそのように国の交付金も、それから合併特例債も使えていきます。

それで、大体概算で持ち出し分というのは幾らになるんですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

概算というのは、総事業費に対してどれぐらいになるかということじゃなくて、運営費のことですか。

（宮地議員から「運営費じゃなくてですね、最初16億だったのが、中で、国の3分の1の補助があって、合併特例債も使って約3億の持ち出しできるというところ」との発言あり）

議長（山本久夫君）

宮地議員、一問一答やからもう立てって、もう再質問してください。

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

最初にですね、住民説明会のときに、この事業は約16億円ですと。それで、国からの補助金が約3分の1

あります。それから、合併特例債もある。県の補助金もあります。それで、この16億の事業が持ち出しは約3億でできると、こんないいことはないじゃないかというような触れ込みで始まったわけですよ。ところが実際、ふたを開けてみると16億円が18億円に膨らんでいった。

その中で、じゃあ国としては16億円が18億円に上がったけども、交付金3分の1をそのまま当てはめてくれるものなのか。そして、合併特例債もそういうようにくれるものなのか。くれるんだったら、やはり2億7,700万円のうち、もうちょっと18億に上がった分だけですね、町の負担金というのはそんなには上がらないわけですよ。それをお聞きしてるんです。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、お答えしたいと思います。

正確な資料を今、町の持ち出しが幾らとかいう、全部計算したものちょっと手元に構えてないんですけど。基本的にはですね、国のあの交付金の額とか県の額はですね、最初計画した段階より増えることはないです。だから、その増えた分については、持ち出し、あるいは起債の調整ですよ。辺地債を増やしたり、そういう調整になりますので。

国の交付金、そして県の補助金のベースとなる数字というのは、当初計画立てたときと変わってきませんので、平成20年のときにはもう既に計画を出しておりますので、それから事業費が増えたからといって、国の交付金が増えたり、県の補助金が増えたりすることはないです。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

はい、分かりました。

まあ概算もなかなか分かりづらいということですので、それは構いません。

最初の計画を出したことで、国の交付金も決まると。だから、後に増えたもんはもう持ち出しになるということ、まあ十分だと思います。

それでですね、今、課長の方から長々と説明があった所に入っておりますから重なりますけども。これ償還金が、今、何年かありますが、来年度、実際ここに繰入金として残ってくるものは1億円を超えますか。1億円を超えたらですね、超えるものが大体何年ぐらい続きますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、お答えしたいと思います。

今の確認してる資料というのは、平成24年6月のときに議会に出したシミュレーションでやって確認してるんですけど、そのシミュレーションによる段階での計画ではですね、あと9年。来年から9年です。

9年と申しますのは、平成35年までです。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

私は1億円を超えますかという話をしたが、時間がないですからちゃんと言っていたかかないと困るんです

けど、1億円を超えるのが39年まで。

(松本情報防災課長から「35年です」との発言あり)

あ、35年まで9年間続くということですよしいですね。

それではですね、まあ何らかの対策が必要じゃないかということをお聞きしましたが、なかなかちゃんとした対策はないわけですが。

私は、結論から言いましたらね、町民にとってこの事業の根本的な解決方法はないと思ってます。加入率が上がるということですね。加入率が上がるということは、このケーブルテレビ事業に入ってもらい、加入してもらいということは、町民個人個人が毎月1,080円を負担するということです。

加入率が上がらないということは、じゃあ、みんなの税金で負担をしていくと。この事業が不足した分、赤字の分を町民一人一人が加入して負担するか、それとも税金で負担するかという点、どっちにしろですね、町民全体で、黒潮町の町民が負担をし続けると、そういうことになる事業だと思います。これがこの事業の実態ではないかと思えます。

大変厳しい暮らし状況、または町の財政状況の中ですね、こういう事業が始まったんですが、誰が責任を取るのか。事業が始まれば、もうこれは止めることはできません。ですから、議会は町民の税金がどのように使われるのか、町民にとっていいことなのか悪いことなのか、それを監視し、チェックするのが議会本来の役目です。私がこんなところ言うことでもないですが、それが本来の役目です。議会ではよく勉強して、ときにはですね事業をストップさせる。そういう勇気も持ち合わせるべきではないかと思えます。この事業を進めた執行部と、それに賛成した議会にも大きな責任はないのでしょうか。

対策として、この事業はこれ以上のサービス内容を増やさないと、思えます。住民負担をこれ以上増やさないと、いかに減らすか、何を減らすか、そういうところにですね、頭をひねっていくべきじゃないかなと思うんですが。

町長、最後にどうですか。もう一度お願いします。

議長 (山本久夫君)

町長。

町長 (大西勝也君)

冒頭の答弁と重複することになるかと思えますが、ご理解いただければと思えます。

まず、課長が申し上げましたように、例えば例を出した携帯の基地局の事業。こういったものは、この情報基盤があってこそ、あの投資額でできたものであると、こういったことでありまして、そういったところにも事業効果があるというようなことでございます。

それから、議員からご指摘いただいておりますように、今後これ以上のその住民負担。まあ、そういった観点からしますと、今後のさまざまなこの事業への投資。これについては、慎重な精査が必要であることは言うまでもないところでございます。

しかしながら、この事業があることによって、ない場合と比較したときに、投資額が抑えられて。かつ、それが、例えば冒頭の答弁と重複致しますけれども、防災機能の向上に飛躍的に、その防災機能の向上が図られるといったことになるとですね、これを一切検討しないというのは、少し私どもの職責が果たせないということにもなるかと思っております。

いずれにしても、多額の繰入金を要する事業になってございまして、今後の展開については慎重な検証をやっていくというのは、もうこれは間違いのない話でございまして、先ほど申し上げましたように、現段階でこれ以上の投資がすべてストップするという判断を決定する時期にはないと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

最後と言いながらですね言わせてもらいますけど。

私たちも情報基盤整備の事業をね、全部やめなさいとか、最初からですね、これは全部駄目だと言ってたわけじゃないんですね。国のもう方針で、ブロードバンドゼロ地域を解消するとか、情報格差を解消するというので、国は、あの交付金の名前はよく忘れましたが、全国にそういう交付金を出してですね、全国各地でこの事業は展開されたわけですよ。

それで、どこへ行ってもブロードバンドが敷かれてインターネットができる。今言われた、防災のいろいろな情報も流せるという点ではですね、何も、よそも、ケーブルテレビではないですが、告知端末機を敷い、大月でも三原でも、清水なんかもずっとやっております。だから、それ自体はやっていかなきゃならない事業だったし、やっていて反対してるわけじゃないんですよ。ただ、やり方に大変お金が掛かったのも、それで反対してきた。しかし、もう実際敷かれたものはやめるわけにいきませんし、全部やめなさいと決して言うわけじゃないんです。有効に使うべきだから、それは使っていかなきゃならないでしょうが、これ以上の住民負担を増やさないでほしいということで、今日言わせていただいたのと。

やっぱり総事業費というのは、最初言ってきたのとどれだけ違ってるかは住民にはっきりさせていかなきゃいけないし、負担金、繰入金もこれだけ増えてきてる段階で、1 億円を超える繰り入れが 9 年間これからも続く。その内容の中では、もちろん地方交付税措置もいろいろあって複雑ですけども。そういう状況が続いていく中ではやっぱりですね、議会が黙って、ああそうですか、やりたいだけやってくださいと、どんどんバージョンアップしてくださいと、そういうわけにはいかないということで私質問したわけです。

それで、町長から慎重な精査が必要だということを言われましたので、ぜひこれからはそういう方向でこの事業に取り組んでいただきたいと思います。

そういうことで質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで宮地葉子さんの一般質問を終わります。

この際、2 時まで休憩します。

休 憩 13 時 52 分

再 開 14 時 00 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、亀沢徳昭君。

5 番（亀沢徳昭君）

早速、通告書に基づき質問を致します。

今回は 2 項目について質問しますが、2 項目が前編後編のような形の質問内容になると思いますが、そのへんのところはよろしく願い致します。

まず最初にですね、ふるさと納税についてということで。

昨今、ふるさと納税について各自治体のユニークな取り組みが、新聞、あるいは雑誌誌上で紹介されているところです。そこで、当黒潮町のふるさと納税に対する基本的な考えと、過去のふるさと納税受付実績を問うということで、まず質問を致します。

この、ふるさと納税の制度というのはですね、私が調べた中では、西川一誠福井県知事がですね、平成 18 年の 10 月の 20 日付の日本経済新聞誌上で、地方で育ち、都会で働き、また退職後は地方に戻るという、いわゆる人の循環システムを踏まえ、地方が子どもを育てるのに費やした行政コストをですね、都会から回収する手段はないかという問題意識から、ふるさとの自治体への寄附に対してそれに見合う税額控除を認める制度が必要という趣旨の下で、ふるさと寄附金控除を提案したのが始まりです。

で、19 年の全国知事会で提案をし、同年 12 月の平成 20 年度税制改正大綱に盛り込まれ、20 年 4 月 30 日に地方税法改正により、ふるさと納税制度というものが創設されたというふうに、私は認識しております。

このふるさと納税についてですね、ふるさと納税情報センターという機関があるのですが、これは言い出しっぺといいますか、最初に提案をした福井県が事務局となって、情報の取りまとめ、あるいは刷新をしてるんですが。

そのセンターの資料をちょっとのぞいてみますと、都道府県の受付実績ですが、まず、制度が始まった 20 年度では 29 道府県で、受付件数が 4,200 で金額にして 8 億 3,000 万。それから 21 年度では 41 道府県で、受付件数が 9,300 件。それから金額は減っておりますが、6 億 7,000 万。それから 22 年度が 42 都道府県で、受付件数は、これ増えまして 1 万 5,000 件。金額 10 億 2,000 万。それから、震災がありました 23 年度では、受付件数が 1 万 7,000 件、金額で 15 億というふうになっております。ほんで、24 年度は 1 万 5,000 件の 10 億 8,000 万。それから 25 年については、件数で 4 万 3,000 件で金額が 11 億 7,000 万という数字が確認できたんですが。

この今言った数字というのは、県に直接納税をした額で、市町村分は含まれておりません。で、それをどれぐらいあるかなということいろいろ調べておったんですが、ある新聞にですね、制度の当初の受付件数 3 万件、金額で 70 億という数字があって、23 年度のいわゆる東日本大震災では、全体として受付件数が 74 万、金額で 649 億という数字が出ております。ほんで近年は、まあ大体件数で 10 万件、金額で 130 億というふうに発表してる新聞記事を見つけたわけですが。近年の受付件数というのは大体 10 万件で、金額で 130 億という、非常に大きな額が増えております。これは、いわゆるふるさと納税が浸透してですね、好調になってきてるわけですが。

その理由の一つとしてはですね、この寄附に対して、地方のいわゆる特産物を寄附としてくれた人にお礼というか、そういう形で贈る自治体が増えたのじゃないかという一つの要因と思われま。

総務省の実態調査ではですね、47 都道府県中 27 団体、それから 1,742 市町村中 909 団体と、まあ半数がこういう特産物を贈呈してるということです。で、高知県の何団体かも実施をして、それなりに実績を挙げているようです。

全国的にこうした特産物を特典として贈る自治体が増えておる中、今月の 14 日に安倍総理がですね、島根県を視察に行ってるわけですが。島根県というのは、これはこのふるさと納税制度の特権として、いわゆる地元特産物を贈り、25 年度には全都道府県で最も多い寄附金を集めている所です。ちなみに、その島根県のあれを見ますと、24 年度では 3,218 件の受付件数があって、金額は 4,240 万円。それから 25 年度になりますとですね、この特産物を贈るといことが功を發したと思うんですが、件数でいきなり 2 万 4,200 件。それから、金額にしますと 3 億 3,600 万という金額が納付されておるわけです。そういう所で総理が行って、その視察した折にですね、地方創成本部というものを新設するというを表明したというのが新聞にも載っておりました。

その内容はですね、いわゆる特産物をふるさと納税の特典として採用するなどとして、PR に努める自治体に対して、その商品開発や市場調査を財政支援するという内容と私は理解するんですが。まあ、このことによってですね、こういう地方創成本部というものが設立されることによって、このような傾向、いわゆる特産物など寄附に対するお礼として贈ることがですね、これからもこれを利用してそういうことをやる自治体が

増えてくるのではないかと思います。

これはこれでいいんですが、ただ私としてはちょっと心配なのですね、このいわゆる特典を目当てにして寄附者が増える。で、今度は寄附者としたら、最低の寄附額で最高のもをもらえるということで、件数が増えてもですね発送経費などで、いわゆる費用対効果が弱くなっていくということが心配されるわけですが。

そうした中で、私が注目したのはですね、1 つは北海道の上川郡東川町の取り組みです。ここはですね、いわゆる寄附という概念じゃなくて、いわゆる投資ということに注目してですね、いわゆる寄附をしてくれた方を投資という考えで考えて、投資ですので株主という形でしておるわけですが。

で、ちょっとその株主のあれについてパンフレットを読みますと、東川株主制度とは、東川町を応援しようとする方が東川町への投資、ここでは投資というふうに呼んでおります。投資によって株主となり、まちづくりに参加する制度です。で、東川町ならでのいわゆるプロジェクトがいろいろあるよということですが。その中から、投資をしたい事業を選んでいただきます。そうすると、株主証となるカードの発行や株主優待のほか、自治体への寄附に該当するため、いわゆるふるさと納税としての住民税、あるいは所得税の税法上の控除を受けることができますというふうに記載しておるわけです。

ほんで、その特典というのがですねなかなか、株主になったときの特典、いわゆるメリットというのがありますが。それがまず、株主証の提示で町内の施設が優待利用ができる。それからもう1つは、特別町民証。特別町民ですよという証を贈呈をし、それから優待の商品をプレゼントが頂けるということ。

それからこの、まあ7つほどあるんですが、ここで一番びっくりしたのはですね、この株主になることによって、町内で町が指定した宿泊施設にはですね無料。まあ、日数は6泊までですが、で宿泊できる。それからまた、ほかの施設でも半額で宿泊できるということが、私、ちょっと驚いたところですよ。

で、このですね、指定の宿泊施設に無料で泊まれるというのは、この東川町に行けば、6泊までだったら無料で泊まれますよということは、そこへ行きやすくなる環境の一つじゃないかと思うんです。そういうのがあります。寄附者の、寄附をしていわゆる株主になった方の半数の方がですね、東川町に行って実際どういうところかというのを体験をしてですね。

それで終わればいいんですが、もう1つ素晴らしいのはですね、そういう人が行って、当時移住する人も出てきて。この町が気に入ったと、素晴らしい町だということで移住する人も出てきておまして。この制度ができた当時はですが、人口7,500人程度のものが、今年の3月31日では7,857人という、約350人ぐらいの移住者が増えているということです。こういうふうに取り組んでいる所もありますし。

それからもう1つはですね、これは長野県の阿南町という所があるんですが。この取り組みはですね、このふるさと納税を、いわゆるふるさと納税イコール特産物の進呈を積極的に利用してやる、いわゆる地産外消という形に結び付けている件です。これはどういうことかといいますとね、3万円、そのふるさと納税に充てますと、お米が60キロ、1俵もらえますよというのが趣旨です。

その制度ですが、町としてはですね、その寄附というか納税された額を全部その地元に戻元しようということで、地元でできたお米をですね、いったん町が一俵1万7,000円だったかな、で買い上げます。買い上げておいて、それからそれを寄附された方に贈るという制度です。だから、集まったお金がすべて町民に戻付されるという制度です。

この制度はですね、ちょっとこれ、インターネットで入ってどんな具合かなと思ったらですね、もう今年の方はこれについては締め切りましたという、この時点でなっております。で、大体どれぐらいそのお米を出しておるかということですね、1,200俵という大量のお米を贈っておるというふうに取り組んで、今言いましたように非常に好評な分はあるということです。

そこで聞きたいのがですね、当黒潮町のこのふるさと納税に対する基本的な考えと、今まで一体どれぐらいの寄附金があったかということをお聞きします。

時間がえらい。

議長（山本久夫君）

熱心に話されましたので、亀沢議員、あと8分しかありませんが。

できれば6分足して、残り時間あと14分ということにしましょうか。

（亀沢議員から何事か発言あり）

はい。

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、亀沢議員の1番目のご質問、ふるさと納税についてお答えを致します。

まず最初に、全国のいろいろな取り組みをご紹介いただきまして大変参考になりましたけれども、まずは通告書に基づきましてご答弁をさせていただきます。

ふるさと納税に対する黒潮町の基本的な考え方、そしてその受付実績ということでございます。

黒潮町の基本的な考え方は、少し整理させていただきますと、ふるさとを応援したいとか、ふるさとへ貢献したいという納税者の思いを実現するため、議員もおっしゃられたとおり平成20年度の税制改正において創設された制度でございます。

ここでは納税という言葉を使っておりますけれども、新たに納税をするという制度ではなくて、2,000円を超える寄附を行った場合、確定申告をすることで一定の限度まで、所得税と、そのお住まいの地方公共団体の住民税が軽減される制度でございます。

また、寄附をする先は出身地でなければならないかという定義はなく、出身地以外でも、例えば第二のふるさとや心のふるさととして、あるいは観光で訪れたことがあるという、それだけで自分自身が思うふるさとに寄附することができます。従いまして、人口減少等によって税収が乏しくなる地方公共団体にとっては、大変ありがたい制度でございます。

そして、それぞれ一定額のご支援をいただいた全国の地方公共団体では、地域の特産品などお礼をお贈りしています。このお礼の制度、先ほど議員もいろいろご紹介していただきまして大変参考になったところでございます。

黒潮町と致しましては、黒潮町を元気にするための地域づくりや人づくりにご賛同をいただき、ふるさと納税という寄附金制度で応援をいただいているところでございます。自然の保全、漁業振興、農業振興、教育、文化振興、および元気な黒潮町をつくる。そういった取り組みにご参加を願っているところでございまして、基本的な考え方と致しましては、ご寄附をくださる方々に対しまして常にご賛同をいただけるようなまちづくりを目指す、そういうことだと考えてございます。

例えば、現在黒潮町の喫緊の課題となっておりでございます南海トラフ地震・津波防災対策の計画の作成でございます。最大津波高34メートルという日本一厳しいリスクを与えられても、一人の犠牲者も出さない防災対策を進めているということは、日本一安全なまちづくりを進めているということにも取られます。そういった全国にも誇れるまちづくりでありまして、多くの方々のご賛同が得られていると思うところでございます。

また、ご寄附をくださった方々に対する感謝の意を表すお礼につきましては、黒潮町ふるさと寄附金取扱要綱の第6条の規定によりまして、寄附金の額の一定の範囲によって特産品の相当金額を決めてございます。ただ、ご寄附をいただいたその季節によって品物も変わってまいります。とは言っても現在は黒砂糖がメイン

となっております、その選択肢が多くないのも一つの課題となっております。

しかしながら、今後は、缶詰製作工場でいろいろな商品が生まれてきます。それにも大変期待を寄せてございまして、併せて缶詰の販路拡大にも寄与するのではないかと、そのように考えているところでございます。

また、同取扱要綱の第6条第2号では、100万円以上のご寄附をされた方には、特産品とともに感謝状と記念品を贈ることができるものとしてございます。

次に、ふるさと納税の受付実績についてでございます。

黒潮町では税制改正のなされた平成20年度から、先月、平成26年5月末日までの約6年の累計で、金額にして約3,170万円、延べ78名、78件ということになります。からご寄附をいただいております。この場を借りて、お礼を申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

今、課長から報告がありましたように、6年間で3,170万、78件という額の援助というか寄附金を受けておるようです。

で、私ね、1つこのふるさと納税で、この当黒潮町のホームページを見たがです。ほいたら、今言ったお礼の品というのが、今課長が言われたように黒糖の詰め合わせというか、特産協で作ったものを贈るようになってるようですが。ところがですね、ホームページを開いてもそれが出てこないがです。何で見たかという、ほかの分野のホームページでそれが出てきたがです。

ということは、やっぱり今言ったように、もらったもの、黒潮町に興味を持ってもらって、それに対してまあ寄附しようかというふうに持っていくのが本当でないかと思うがです。

このいわゆる特典付きで、ふるさと納税を募るということは今まで言ったあれで、一つの有効な手段とは思いますが、いわゆるその寄附金の金額とかじゃなくてですね、この当黒潮町の魅力を知ってもらえる入り口というふうにとらえて、今から、この先のふるさと納税に対してそういうふうな考えに立って進めていただきたいと思います。

次にですね、あまり時間がなくなったので、移住促進ということについて質問を致します。

2番目の移住促進についてですが、これは県知事を先頭に、高知家キャンペーン等を通じて移住促進に取り組んでおります。で、その結果、13年度の県内移住者は270組、468名と、昨年度の倍以上に増えてるというのが、この間新聞にも載っておりました。

また、本年の4月にはですね、県と人材紹介大手のパナソキャリアカンパニー（パソナキャリアカンパニーでは？）と移住促進など、高知県産業振興に向けた包括協定を締結し、また5月には、公益法人団体産業雇用安定センターと移住促進を目的とした協定を締結をしております。で、平成27年度には500組以上を目指して取り組んでおるわけですが。

で、またこのNPO法人のふるさと回帰支援センター、これ東京ですが、が、東京都民を対象にした昨年の移住希望地域ランキングというのがあるようですが、そこでですね高知が全国で第6位というふうになったという調査報告も出ておるようです。

で、その高知県に対してはそういうふう非常に注目度を浴びておるわけですが、当この黒潮町では、その移住促進についての現状、それから今後の取り組み、あるいは問題点を伺います。

併せて、I、J、Uターンの割合も把握しておれば、それもついでにお答え願います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、亀沢議員の2番目のご質問でございます、移住促進についてのお答えを致します。

まず、高知県内で2013年度、移住者が270組、468名となって、対前年比で倍以上に増えているということは大変喜ばしいことだと思います。高知県がこの数値を把握しているということは、当然において黒潮町から報告した数字もカウントされているということでございます。

その黒潮町の数値を申し上げますと、2013年度の移住者は1組、4名ということでございまして、高知県の全国第6位という輝かしい記録には全く貢献できていないのが現状でございます。

しかし、黒潮町の現在の移住者の把握方法でございます。現在は空き家情報を頼りに、役場の移住担当窓口においてになった方が、ご紹介した空き家の貸主との条件が合って、住まわれることになった人のみでございまして、例えば、Uターンで来られた方、あるいは個人的に住家を探されて移住されるに至った方までは掌握できていないのが現状でございます。

従いまして、実際のところはもう少し多くの方々が移住されていると推測されまして、県内でも同様の事象が多くありまして、県の移住促進課からの依頼もありまして、市町村の窓口で転入手続きをされる方々全員を対象とするアンケート調査を実施中でございます。黒潮町でも、佐賀支所、そして本庁の両窓口で調査を行いまして、毎月末には調査結果を県に報告し、またその集計結果は各市町村に情報提供されるということで、より正確な移住者の把握に努めているところでございます。

従いまして、議員のご質問にございましたI、J、Uターンの割合は、ただ今申し上げました状況ですので、現段階ではその分析もできていないのが現状でございます。

そして、今後の取り組みの問題点という、通告書にございました。

問題点というのは、空き家の紹介物件、そして貸主の掘り起こしと、その条件整備ということになります。

貸主で、その条件等をいろいろ整理してみますと、住宅所有者の賃貸借契約の不安。入居者とのトラブルや退去にかんする心配ということがございまして、空き家をご提供いただいていないというのが多くございます。

そして、中山間地域では、いわゆる仲介する不動産事業者が少ないということもございます。

そして、空き家に残された家財の処分やその整理。倉庫代わりに使っている例とか、年に時々帰ってくるといった状況もございまして、掘り起こしに至っていないところがございます。

併せまして、耐震性の不足や、くみ取りトイレ等を入居者のニーズに合わないといったこともございます。

また、住宅所有者が空き家のリフォーム費用を回収できる家賃の設定が困難といったことも、空き家の確保に至っていない、そういった課題となっております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

今、課長の答弁では、23年度1組、4人という数字が出たわけですが。

いや、結構私、田野浦でもですね、町の方が把握してない分があるかも分かんですけど、私の把握している中では、3組で、10人は超してます。子ども連れの方が2組おりますので。そういうふうに、まあ数字としては結構多いんじゃないかというふうに思います。

で、これは高知新聞の囲み記事の中にですね、移住についての記事がありました。それ、読み上げてみます

が。まあ、あまり時間がないので、僕が一番この記事の中で気に入ったというか、共感した部分だけちょっと読み上げてみますとですね。これはある移住者に対して、記者が質問したことを書いてるわけですが。その移住者が男性の方ですが、こういうことを言ってるんです。

住んでいる人が笑顔で、楽しそうな場所であればですね、外から人はいくらでも来ますよということをおっしゃった。で、いわゆる地元、足元の暮らしを自分たちで豊かにする努力をしたい。そうすることによってほかのどこから、今言ったように住んでる人が笑顔で、楽しそうな場所には、外から人はいくらでも集まってくるよということが言えるんじゃないか。

で、いかにその足元の暮らしが十分になっておるか、豊かになっておるかというのは、これは金銭的な問題もありますが、そのほかにいろんな、自然の豊かさであったり、人との触れ合いの暖かさであったりと、いろんな面があると思いますが。まあ、そういう記事が載っておりました。で、確かにそういうことだなということで、私は感じたわけです。

で、この足元の暮らしを良くするという点については、この後、池内議員がいろいろと煮詰めてくれるようですので、そこはにおいて、私の質問はこれで終わります。

どうも、延長ありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで亀沢徳昭君の一般質問を終わります。

議長（山本久夫君）

次の質問者、池内弘道君。

13 番（池内弘道君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

亀沢議員の後ということですので、先ほど任せますということですが、十分な質問ができるかどうか分かりませんがお願い致します。

それでは、農業者の後継者の育成について今後の施策はということで質問したいと思います。

これまでも、農業者の後継者の育成について何度か質問をさせていただきました。今現在では、新規就農者研修支援事業などの施策を使うて、農業の後継者を育成するために篤農家への研修事業をはじめ、昨年度開設されました農業公社の方で農業の研修生を育ててきてもらっています。このことに関しましては、やはり農業者の代表として敬意を払いたと思います。が、実際、これまでも質問さしてもらった中で本当の農業者の跡取り息子さん、後継者に対しての支援が、今まで県の方でも国の方でも、施策として立ち上がってきておりません。

このことはやはり町としても、町長の施政方針でもありましたように、本町の農業の維持発展には新規就農者の確保が必要不可欠という言葉にもあるように、農家後継者の育成は必要不可欠であります。

ですので、一番農家の息子さんが農家を継ぐということが一番最前提であるのではないかと思いつつ、そこで国、県の施策は今までどおりであります。が、町の方の対策としてそういう施策をできるかどうか、質問したいと思います。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは通告書に基づきまして、池内議員の、農業後継者の育成について今後の施策はのカッコ 1、農業後継者の町単独の支援の検討は進んでいるかのご質問にお答え致します。

ご質問の町単独の支援につきましては、先ほど議員からもご説明がありましたが、平成24年6月議会の一般質問のときに、農家の後継者支援についてのことだと思います。

その後の支援の検討についてですが、昨年、平成25年の11月から12月にかけて、JAおよび県振興センターの協力を得まして、制度に関するアンケート調査を実施致しました。調査の内容につきましては、町内JA部会の159農家に実施しまして、回収率77パーセントに当たる122農家に回答をいただきました。

その中で、農家の後継者向けの研修事業ができた場合の、利用したいと回答された農家は約42パーセントで52農家となっています。

また、そのうち同研修事業ができた場合の応募については、3年後ぐらいまでに応募したいという後継者は11農家となっております。

それらを基に、現在、町内の状況を調査しながら検討を進めているところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

アンケートの結果を基に検討をしているということなのですが、どのような検討していくのか。

県の研修事業と同じような月額15万とか、そういうのが施策をしていくのか。そのあたり、具体的にはどのような形を考えているのか。

お願いします。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

担当の職員がその11名の農家さんの所にも訪ねまして、いろいろ、今就農されている状況を聞き取りなんかも致しました。

それで、基本的には県の方の、今、町でも実施しています新規就農研修支援事業。それに準じて内容を制定していこうと考えておりますが、先ほども言いましたようにいろんなケースがありまして、そこのところをいろいろ調査して、町内に合うような制度にしていきたいというふうに、今検討しております。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

今のお話を聞きますと、前向きに検討していただけるということなのですが。

今実際、就農しておられる農家の息子さんもおります。やはりこの事業が向こうになると、やはり遅い立場になるとどうしても農家の方に負担が掛かりますので、できるだけ早い段階での施策が必要だと思います。

今の時点でもやはり、研修生として研修されている方には、県、国の方からやはり支援ということで月額幾らかの給料、助成が入っております。今、実際農家の方で、自分の家の農家の方で就農というか、まあ見習いの期間なのですが。見習いでやられている息子さんたちには何の支援もございませんので、できるだけ早めの施策をお願いしたいのですが。

期限としてというか、どのあたりの。今年度とか、来年度当初とかいう形で、どのあたりの期限をもってそういう施策を始めたいと考えているのかをお願いします。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

内容については、先ほど申しましたように今検討しているところです。

その内容の中でも、その金額についてはまだちょっと確定しておりませんので、そこについてはお示しできませんけれども、時期的には今年度中に詰めて、来年度までに何とか制度を制定して、実施できたらというふうには考えております。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

来年度には実施したいという課長の答弁がありました。

町長として、やはり農業は9月からが園芸年度で始まります。9月から就農というか、次の作の準備段階が入りますが、あと3カ月あります。

その間で、この支援策を立ち上げるというような考えはございませんでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

当町はさまざまなこの産業支援、あるいはその他施策におきましても積極的に支出をしているわけでございますけれども、すべての支出にしっかりとした根拠があって、それに伴って支出しているわけでございます。

これ、基本的にやるとするならばどういう制度になるのかという検討はですね、実はもうほぼ終えておりまして、要綱に近いものもほぼ固まっております。

ただし、自分たちがもう少し現状把握に努めなければならないと考えているのはですね、新規就農者研修事業、今取り組んでいるあの事業でございますけれども、これを取り入れた際に、この後継者が対象になっていないということでございますけれども、これ逆に言うそうですね、後継者は離農率が非常に低いと自分たちは想定しております。簡単に言いますと、まあ定着率が高いと。それは裏返して言えばですね、就農しやすい環境にあるということでございます。これは就農人口を確保するという観点からは、非常に自分たちにとっては有利な点でございますけれども。

他方、その支出根拠としてですね、支出する場合の自分たちの環境把握がどの程度できているのか。つまり、就農するに当たって何が障害になっているのかであって、行政がどこまで支援ができるのかということになりますと、どちらかというとならば就農しづらい方の支援が優先すべきであると考えております。そうなったときに、現在の新規就農者研修事業を先行して始めたということになってございます。

よってですね、これまでも自分が就任させていただきましてからほぼ毎年アンケート調査をさせていただいておりますけれども、しっかりとした環境を、まず状況把握をして、将来推計を立てて、その中で就農しづらい方、当初から技術をお持ちでない。あるいは、インシャルの負担に耐えられない。こういった方への支援を最優先に行いながらも、産業としての規模がどの程度縮小するのかという、将来推計についてもですねしっかりと把握していないと、皆さんに胸を張って支出根拠を用意することができないと思っておりますので、もう少し時間がかかろうかと思えます。

できるだけ早期にはと思いますけれども、これまで申し上げたような理由からですね、少し精度を上げるための時間を要するというようになってございます。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

町長の言葉の中で、就農しづらいということを優先をしたいという答弁がありました。

まあこれは、研修生に限らず農家の息子さんにしても、やはり親が農業をやっているということになると、そこで経営移譲して農家を引き継ぐということになれば、おんなじ就農はしづらいと。やはりその経験もないし、リスクも高いという条件では同じ条件だと、自分は考えておりますので。そこで、新しい I ターン、U ターンで新規に就農される方と、農家の息子さんで就農される方との、就農される方本人に対してのリスクは同じだと考えております。

また、就農しやすい考えとして、農地はある。また、ハウスしよう人であればハウスはあるという考えもお持ちでしょうけども、やはり、親がやっていたハウスはもう古くなったり何だりもしてます。やっぱり投資なんかも必要だと思いますので、やはりその就農される方の立場としては同じ状況だと考えておりますので。

そういう状況でやはり区別をせずに、同じ条件で対処していただけたらと思いますが。

いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほど申し上げましたように、産業をある一定の規模で維持していこうとすると、この定着率の高いと想定されるこの後継者の確保というのは、大変有望な選択肢であると思っております。

しかしながら基本的な性格はですね、どうしても家業の継承ということになってございまして、ここに公金の支出ということになりますと、それなりに関係者以外への説明責任も果たさなければなりませんし、しっかりとした支出根拠を用意するためにはですね、もう少し精度の高い将来推測、推計を立てる必要があるかと思っております。

その推定を立てた上で、基幹産業であるこの産業がこのぐらいのキャパまでボリュームダウンをするので、そうあってはならないという観点から、定着率の高い後継者につきましても支出をさせていただきますというような説明がしっかりとできる体制を整えるのがまず先決だと思っておりますので、もう少しお時間を頂ければと思います。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

もう少しということなのですが。

まあ、2 番目の質問にも関連しますけども、ここ 10 年、農業センサスの中でもやはり黒潮町の農業人口は 20 パーセント強。少なくなっているという状況で、もう少し考えらしてくれということに対してちょっと疑問にも思うがですけども。なるべく、まあ後でも質問しますが、10 年後の黒潮町の農業いうことを考えると、やはり新規就農者の早期育成というか、農業者の増加を図っていかないかんとというのが当町の課題だと思っておりますので、できるだけ早い施策をお願いしたいと思います。

もう少しという時間を、先ほど課長がまあ来年度にはということでありましたが、来年度にはこういう施策を打ってくれるということですかまんでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これまで答弁申し上げました内容からですね、なかなかいつというような断言ができる段階には、現段階ではないんですけれども。

3年前、4年前からのアンケート調査と、今年度の調査ですね、後継希望の方の意向はかなり増えて、変数としてはそこが最大になっているんですけれども。10年後の就業人口だったりとかという推計値につきましては、それほど大きな変更があるとは思ってございません。

よって、新たにですねアンケート調査をとということではなくて、最新のアンケート調査と、これまで数次にわたって行ってまいりましたアンケート結果と、それから県がお持ちの推計と、これを照らし合わせながらですね、しっかりとした制度の根拠を作り上げていかなければならないと思っております。

ただ、開始するタイミングとしてはですね、やはり園芸年度開始の前段が理想であろうかと思っております。この事業自体がほぼ施設園芸を想定している関係もございまして。そうなりますとですね、次期園芸年度には少し間に合わないことは確定しておりますけれども、それが来園芸年度で確実にできるかと言われますと、少しこの場で断言ができる段階にはないということでございます。

議長（山本久夫君）

池内君。

13番（池内弘道君）

できるだけ早い施策をお願いしたいがですけども。

それはどういうことかといいますと、研修生のうちには、こういう施策があります。またこれが就農しますと、また新たに就農の支援ということで、就農の方の施策があります。研修の受ける、見習いをしているときにやはり支援が必要だと思っておりますので、できるだけ早い施策をお願いしたいと思います。

それでは、2番目の質問の方に入らしていただきたいと思っております。

1番目の問題と連携しますけども、今現在、農業後継者、新規就農者の育成に力を入れておられる当町であるが、農家の減少や後継者の不足の根本的な原因はどこにあると考えているのか。

これはですね、今までの質問にも係ってくるがですけども、今、新規就農者を育てても、また、この農家や後継者の減少の原因をしっかりと把握してないと、農家の減少、後継者の不足にも繰り返されていくと考えております。この原因をやはり解決して解消していかないことには、今、せっかくやっている研修事業や篤農家への研修事業において、新しく就農して農家になった人たち、また次の世代のときに、また同じような問題が出てくるのではないかと危惧（きぐ）しておりますので。

そのあたり町として、先ほども言いましたけども、10年後の黒潮町の農業について、町は農協と支援センターと危機感を持って対応できるのか。どのような考えをお持ちなのか。

お願いします。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは通告書に基づきまして、池内議員の、農業後継者の育成について今後の施策はのカッコ2についてお答え致します。

農業者の高齢化や後継者不足を喫緊の課題として、新規就農者や農業後継者の確保については、町総合振興計画にもありますように重要課題として現在取り組んでいるところです。

主な内容としましては、新規就農研修支援事業による栽培技術や経営知識の育成および向上を図り、また青

年就農給付金事業による経済的支援など実施して、後継者の確保に取り組んでいるところです。

また、レンタルハウス整備事業やハウス整備事業により、所得の向上には直接つながらないかもしれませんが、経費の軽減による支援などを行っています。こうした制度の活用については、町はもちろんのこと、農協や振興センターと一体となって、危機意識を持って対応しているところです。

今後は、新規就農者の研修は修了していきます。認定農業者への誘導を図るとともに、既に認定農業者となられている方と併せて、経営改善計画の目標達成に向けて、フォローアップ支援が後継者確保の重要な鍵となります。

それには、町や農協、振興センター、農業公社などの農業関係機関で組織されています、町担い手育成支援協議会を中心に、一体となって支援していくさらなる取り組みが必要ですので、充実を図って取り組んでいきたいと考えます。

危機感を持って対応しているかのご質問ですが、以上のように、農家の所得向上、後継者の確保等支援について、関係団体で努力しているところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

1 つ質問。

農家の減少や後継者の不足の根本的な原因はどのように考えているかいうところ、ちょっと抜けていたと思いますが。

お願いします。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

失礼しました。

最初の部分の所の原因かと思えます。やはり、農業での所得向上。そういったところではないかと思えます。

また、農家での業務の体制といいますか、やっぱり若い人にはある程度の休みも取れるような形。そういった農業での業務体制というのがある程度確立していくことが、農業では必要ではないかと思えます。

一番には、認定農業者の経営改善改革の中でも挙げております、所得目標 400 万円。おおむね 320 万円というところで取り組んでおりますので、一番は所得の向上を目指して取り組むことだと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

課長も申されましたが、やっぱり所得の向上ということが第一の原因だと思われるようですが。

やはり農家と致しましても、今、消費税が 8 パーセント上がり、また円高で燃料代が上がり、資材が上がりということも、経営を圧迫している原因だと思いますが。

また 1 つは、農協や振興センターとともにいろんな検討をしていくという中で、今、黒潮町の農家というものは環境保全型農業とか IPM 農法、これは天敵を使用した、作物を作ることながですけども。そういうことを率先して農協や振興センターは行ってくれていることには感謝しております。

そういうときの中でそういうことがあります、やはり IPM であったり環境保全型であったり、町の方も補助、助成金を出してもいただいておりますけども、どうしても最終的には、その資材を購入するのは農家の負担になってきております。そういう面を考えますと、やはり販売金額、販売高の方がどうしても 10 年前、15 年前と全然変わらない状況の中で資材等が高騰しておりますので、所得増にはなかなかつながっていきにくいというような状況になっております。

農家の方も頑張っていないわけではありません。先ほども言ったように環境保全型とか、安全、安心なエコ栽培を行い、収量増収を目指しながら堆肥（たいひ）も入れて土作りもしながら収量増を図っている中で、やはりそういった経費の上昇というものがどうしても所得を圧迫している状態になっております。

そういうことを考える中で、やはり今自分が質問している中で危機感を持っているかということに対して、こうこういうことをやっているという言葉ではなく、その危機意識というものは本当に町として持っているか。また、農協や振興センターにそういう意思を見せているか。また、先ほど言われました担い手協議会とか認定農業者協議会の中で、そういうふうなやっぱり危機感を農家の方にも見せているのかどうなのか。で、農家の方からそういうふうな意見があるのかなのか、いうことをやっぱり踏まえながら、そういう姿をやはり町の方には見せていただきたいという考えを持って、この質問を出しております。

ただ言葉で言われても、なかなか浸透していない分もあります。やはり、やっていただいているという感謝の気持ちもありますけども、その危機感としてやはり見えてこない部分がどうしてもあります。町としてやはり黒潮町の農業を守っていくんだ、育てていくんだ、後継者を育てていくのだというような、本当の危機感を持った姿を見せていただきたいと思っておりますので、そういう言葉の答弁がほんとはほしかったがですけども。

そのあたり、先ほども言いましたけども 10 年後の黒潮町の農業は大丈夫なのか。そのあたりの答弁はいかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

再質問にお答え致します。

制度的には先ほどお話ししたような制度で、支援をして何とか将来につなげたいというふうにご考えております。

一番には農業後継者のことがありまして、先ほども申しましたように新規就農研修支援事業なんかでは、22 年度からこれ始めておりますが、研修生 8 名が今年の 6 月までに修了されております。また、現在 4 名の方が、農業公社も含めて篤農家の方で 4 名研修をされております。また、今年度についても現在募集をしておりますが。

そういった後継者の取り組みというのが、やっぱり将来、農家、後継者が減っていくということを喫緊の課題、重点課題にしておりますので、そこで今のこういった取り組みがある程度成果は出ているというふうには考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

ありがとうございます。

研修生の募集を今行っているということですが、今現在、募集の人員は来てますか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

はっきりとした人数はまだ分かっておりませんが、相談には何名かが来られております。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

やはりですね、相談に来られている方もおりますし、これまで8名、去年も4名の研修生の申請があります。やはり町としても積極的に勧誘を進めていただいて、農家の育成というか新規就農者、後継者を育てていていただきたいと考えておりますけども。

その点、積極的な勧誘を行っているのか。また、どういうふうな勧誘を行っているのか。今でしたら、告知放送とか町のマイク放送などで、新規就農者の支援事業を行っておりますということだけなのか。またインターネット等、また直接若い者のところに向いてとか、幡多の農業高校とかにパンフレットを配っているのか。そういうことも聞いておりますけども。

どのぐらいの積極的な勧誘を行っているのか、教えてください。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

再質問にお答え致します。

積極的にといいますが、まあ、事業の制度的にはもう前年度のものなんですけれども。

先ほども、最初にご答弁させていただきましたように、この新規就農者の方が今度研修を終えられまして就農されます。その就農の時点のときにですね、すぐ就農できるような。例えば、空きハウス、空き農地とか、また、仮に町外の方でしたら空き家なんかの手配といいますか、すぐにお伝えできるような情報をその担い手支援協議会の方で持って、そこで対応できるようにフォローアップをしていくと。また、営農とか栽培の技術については農業公社もありますので、そこへまた相談に来ていただいて技術の向上とかを図っていただけるようにして、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

それとですね、今、昨年からは農業公社で2名の研修生が研修を受けているわけですが、これは2年間の研修制度であります。まあ今年1年は、その研修公社には入れないというような状況だと思っております。

その点、また町長、研修棟なども建ててそのあたりは対応したいということを、前の議会の方で答弁をしていただきましたが、その研修棟の方に関しては、どのような考えをお持ちでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

少し補足も絡めて答弁をさせていただければと思います。

まず、新規就農者、就農を目指される方への積極的な周知につきましてはですね、実はやってないわけでは

ないんですけども、非常にその手法とボリュームの判断が難しいという状況でございます。

といいますのは、当初はですね、新規就農者を確保する新規就農者研修事業を活用を希望される方の確保が大変厳しいであろうという想定をしておりましたが、現在のところは、そちらの方はですね割と自分たちの計画どおりに手が挙がってまいりまして、まあ人員的な確保は当初考えていたほどの苦労はなく確保できていると。しかしながらですね、引き受けていただける篤農家さんの開拓の方が大変難しく、昨年度もですねもうぎりぎりの段階で1名を、ご無理を言いまして引き受けていただいたというのが現状でございます。こういった現状を当初から分かっていたので、まあ農業公社の設立に至ったということになっておりますが。こういったことを考えますと、大量の研修事業を要望される方を集めても、こちらのキャパ的な問題がございます。そちらにつきましては、先ほど申し上げましたように後継者の制度設計と重複するんですけども、しっかりとこちらに受け入れ体制がまずそろっていないとですね、積極的な勧誘についても少し控えなければならない時期も出てくるというようなことが現実として分かってまいりました。

よってこれからは、そういった新規就農者研修事業のご要望のある方への積極的な情報周知だけではなくて、お引き受けいただける篤農家さんへのご理解も求める作業も並行してやっていかなければならないと考えてございます。

それから、ご質問いただきました農業公社の今の研修生2名のその後の進路、そして、当初計画を持っておりました実践型ハウスの整備についてでございます。

前決算年度の決算につきましては、本議会におきまして報告をさせていただいたところでございます。少し園芸年度とずれていまして、また最終年度ということもございまして、実際に研修事業が始まる以前からが決算日のスタートということになってございまして、非常に見にくい決算になっていたと思います。よって、昨年9月1日から今年の8月31日までの園芸年度で決算予測を公社の方で立てまして、数字が大体固まったところでございます。

結果と致しますと、まあ園芸年度で括って、今年の8月31日末で大体400万から450万の内部留保ができる、そういった想定になってございます。よって、この資金を有効に活用しまして、例えば、町内で発生します中古ハウス。あの空きハウスですね、いわゆる。こういったものを公社として取得をし、研修者がスムーズに、円滑に就農できるような体制のための財産ストックも公社として有することもできるような、そのぐらいの資金的な余力ができるようにもなる予測となっております。まずこれを第一ににらむことが、今後の課題であろうかと思えます。

それからもう一つは、大きな判断材料は、現在研修されている2名の方がどういう進路をご要望されるかということでございます。もうそのまま、自己資金を持ってレンタルハウス整備事業を活用していただき、本格就農をしていただくということが大変理想なわけでございますけれども、まあ資金の関係、あるいは技術力の関係で、もう少し研修に類する作業を行いたいという希望がございましたら、公社としてその研修ハウスを建設する。あるいは、中古ハウスのストックで研修といいますか実践就農をいただくと。こういった選択肢になるわけでございます。

ただ、これまで、現在研修していただいております2名の方からの意見聴取といいますか進路希望の問い合わせに対してのご返答は、そこそこ自分でめどを付けられていて、あの土地とハウスに。そちらの方で、2年間の研修事業修了後、就農したいという意向をお持ちだそうでございます。

よってですね、当初から3年目に建設を計画しておりました実践型の就農ハウスの建設につきましては、繰り延べという選択肢も十分あり得ると思っております。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

分かりました。繰り延べということもあります。

まあ、そこは研修生の把握と人数によっても変わってくると思いますが、繰り延べも考えながら、早めに建てるという考えもお持ちということではよろしいでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほど申し上げましたように、公社として遊休ハウスのストックを有することと、それから、実践型の就農ハウスの整備。こちらは、実際に研修をいただいている方のご意見に沿った形で進めてまいりたいと思います。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

その話は今の研修生の話でありまして。

もし、研修ハウスに今年、まあ今年は募集は掛けんということになりますけども。研修ハウスへ入りたいという要望があれば、そのあたりどういう対応をするのか、今年。また来年まで待ってくれというような要望に対して返答をするのか。もしそのストックがあって、中古ハウスがあって。ほいたらそっちの方へ入ってもらうて、そこで公社と同じようにそのハウスで。指導者は今の公社の指導者が付きますので指導を行いますというような形を取るのか。今の公社の研修生の制度ですと、2年で2人という研修生になります。

できればやっぱり毎年2名ずつとか、毎年1名ずつとかいう、やっぱり研修生があれば一番、農家の方も、研修生の方も、引き続き継続的に増えてくるのではないかと思いますので。

そのあたり、どういうふうを考えているのか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これ、研修ハウスとか実践ハウスいうて、言葉がすごいややこしくてですね。現在、農業公社でやっている研修棟は新規就農者研修事業、いわゆる就農していない研修生のための施設でございまして、この研修生を指導する指導者を農協から派遣いただいております。この指導者が指導できる研修生というのの人員定数がございまして、1人の指導者で2名までしか対象にならないということではございまして。もう1棟研修ハウスを増やして、1名公社に研修に来ていただくということになりますと、もう1人の指導者の増を図らなければならないということになります。

しかしながら、公社の研修事業につきましては、一定、規模拡大も考えてございます。これからは、本来は後継者ができて、しっかりと次の世代と一緒に農業に営んでいただけるのが大変理想かと思っておりますけれども、後継者がなくてですね、例えば離農をする、技術をお持ちの現在農業従事者の方。こういった方には、多分に技術提供を行っていただけたらと思っております。そういった方が技術指導員として公社にお勤めになっていただけたら、そういったご理解がいただけたらとですね、さらにまた研修生を多く抱えることもできるということもございまして、ある一定の規模拡大も考えておりますが、なかなか来年からとかそういう話にはちょっとなりづらいと思っております。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

町長の考えが分かりましたので。

本当に黒潮町、農家を育ててもらわなければなりません。今、答弁していただけたように一步ずつ前へ進んでいただいて、黒潮町の農業を守っていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで池内弘道君の一般質問を終わります。

この際、15時35分まで休憩します。

休 憩 15時 21分

再 開 15時 35分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、西村將伸君。

3 番（西村將伸君）

議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて質問致します。

今回の質問は、大方、この本庁舎の建築に関する事、また雇用対策、若者定住に直結するところの産業振興にかかわること、また町長の2期目に対する政治姿勢、この3点についてお伺いを致します。

この質問に入る前に、先の6月5日、同僚議員も言われましたけれども、この大雨で農業災害等があったものの、この避難勧告にもかかわらず人的被害もなく、まあほっとしているところですが、深夜、洪水の中、浜田佐賀支所長はじめ今西建設課長等、職員の方々が消防団員の方々とパトロールされてまして、水門の閉鎖や避難場所の確保など、懸命になって町民の安全確保に奔走しておりました。あらためて、ここでお礼を申し上げておきます。

私も、上分地区にしか確認できてませんが、新たに補強すべき道路とか、堤防のかさ上げすべき箇所等も分かり、地域要望が後は出されるでしょうけれども、佐賀谷三里、ほんとにあの狭隘（きょうあい）な地形を考えると、大雨への備えに津波対策同様に整備が急がれるところがございます。その節にはよろしくお願い致します。

前置きが長過ぎましたけれども、本題に入ります。

新庁舎建設についてですけれども。

東日本大震災の教訓から、第一候補地でしたこの現在地の東側の予定地から、山の手にある、高台にあるスケン谷へ移転も決まり、用地の確保、造成等に向けて着々と進んでおります。

建物自体の建築規模や中身はこれからの検討課題となるんでしょうけれども、役場庁舎は町政の中心となる施設であり、行政と住民の接点となる場所です。町政の発展のためには、住民のまちづくりへの参画の拡大を図っていく必要があり、行政と住民の協働の場として今まで以上に密接な存在になると考えられます。

そのため、新庁舎建設には住民意見の反映や住民参画が不可欠であろうと思います。この基本構想を基に、基本設計を作成される段階においても町民と行政のより良い協働をはぐくむ観点から、町民提案の実現に向けてきめ細かな住民参加の在り方を検討し、実施する必要があると思っております。

ひと昔前の庁舎建設とは違って、最近の過疎化と急激な高齢化の進行、先日も同僚議員から再三再四、人口問題が指摘されておりましたけれども、人口減は先の話と考えていた私たち上の世代と、人口減によって一番

苦しむ若い世代で、危機感に差があり過ぎるように思っております。そういった意味からも、ぜひ若い世代の意見をこの建設にはより多く取り入れる工夫、またその上に、地域経済の低迷といった環境変化に対応した工夫や内容を考慮する必要性が出てきたと思っております。

住民サービスの向上、町民の安全、安心の確保は当然のこととして、広く町民に利用され親しまれる、新庁舎建設に向けた基本構想の策定にどのように取り組まれるのか。

まず、お聞きをしたいと思います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、西村議員の1問目、新庁舎建設についてということのご質問にお答えを致します。

通告書に基づくご質問の要旨は、新庁舎の機能や規模がどのような経過を経て決定されていくのかということと、どういった工夫を取り入れているのか。まあ予算的なことも含めてご質問でございます。

新庁舎建設につきましては、高台への移転を決めてからおおむね3カ年を迎えようとしています。なかなか目に見えた進捗よくがないということもございまして、地域住民の方々をはじめ議会議員の皆さまにも大変ご迷惑をお掛けしているところでございます。

これまでは、建築に向けての都市計画決定や事業認可申請等の法手続きをしていたこともございまして、目に見えた進捗よくもございませんでした。そうした中、平成25年度には黒潮庁舎建設基本計画の策定業務を進めてございまして、このほどその内容がまとめられましたので、少しご報告をさせていただきます。

この基本計画は、上位計画となる第1次黒潮町総合振興計画の改定版、および第2次黒潮町南海地震・津波防災計画の基本的な考え方、そして、平成25年度に実施致しました住民アンケート調査、そして平成24年に実施致しました黒潮町職員のアンケート調査等を基にして、新庁舎建設のための7つの基本方針を定めてございまして、加えて8つの機能もまとめていますので、ご紹介をしたいと思えます。

まず、基本方針についてでございます。

1つめは、安全、安心の拠点としての庁舎であることでございます。平成23年3月11日の東日本大震災を基に、行政機関の重要性や庁舎の耐震性、対津波性能などが問われて、庁舎は防災拠点としてさらなる機能を発揮することの重要性があらためて認証されました。南海トラフ巨大地震津波被害が想定される中、新庁舎は救難救助、災害復旧の支援といった、安全、安心の拠点としての危機管理機能を発揮できる庁舎と致します。

2番目と致しましては、利用者の利便性の向上を追求した庁舎であることでございます。来庁される方は、お年寄りから子ども、外国人、車いすやベビーカー、シルバーカーなど、障がいをお持ちになった方も利用されますので、ユニバーサルデザインの導入や分かりやすいフロア構成、ワンストップサービスの展開など、利用者の利便性の向上を追求した庁舎としていきます。

3番目は、町民に開かれた庁舎であることでございます。庁舎は行政手続きを取るだけの場所ではなくて、町民や諸団体のさまざまな活動を支援し、交流する場所でもあることが重要でございます。活発な情報発信、情報提供を促す、町民に開かれた庁舎と致します。

4番目は、高度情報化に対応する庁舎であることでございます。庁舎の中では、日常の行政事務において膨大な量の重要な情報を取り扱ってございます。東日本大震災によって被災された方々の救難救助活動や復旧、復興に当たっては、被害の状況や諸団体の活動状況、住民情報など、さまざまな情報が重要な鍵を握ることとなりましたので、新庁舎では高度情報収集処理発信機能の導入やセキュリティー機能の強化といった、高度情報化に対応できる庁舎としていきます。

5 つ目は、簡素で効果的、経済的な庁舎であることとございます。人口減少が想定される中、今後は町職員も削減していくことが予見されます。併せて、行政事務の効率化、スリム化も求められています。新庁舎に当たっては、過度なデザインや装備、設備は控えるとともに、フリーフロアの導入やライフサイクルコストの削減といった、簡素で効率的、経済的な庁舎と致したいと思っております。

6 番目は、黒潮町らしさをアピールできる庁舎であることとございます。私たちの町には美術館がありません。美しい砂浜が美術館です。このまちづくりのコンセプトを基に、白い砂浜、青い海、緑の松原といった黒潮町らしさをアピールするとともに、周辺環境と調和に配慮した庁舎と致します。

7 番目は、環境に優しい庁舎であることとございます。生活の利便性を追求する社会環境の中で、人間の活動によって発生した環境への負荷は蓄積され続け、自然環境に大きな影響を与えつつあり、常に環境に負荷を与えています。このため、木材などの限りある資源を有効活用しつつ、可能な限り太陽光、太陽熱、風力といった再生可能エネルギーを導入し、自然換気システムを導入する省エネルギー化、グリーン庁舎化を進める、環境に優しい庁舎とします。

次に、8 つの項目の新庁舎の機能についてご説明を致します。

まず1 番目は、町民の利便性でございます。案内、窓口、相談、テナント機能といったところの機能でございます。

2 番目は、町民との協働でございます。町民の利活用スペース、情報提供の機能でございます。

3 つ目が、防災拠点施設で、災害対策本部、備蓄機能、ライフラインの維持機能といったところでございます。

4 つ目は、執務でございます。日常執務、ICT 機能、会議、打ち合わせ、倉庫、書庫、福利厚生機能などがございます。

5 つ目が、議会でございます。議場、傍聴スペース、委員会室、各種控室でございます。

6 つ目が、環境共生となります。自然エネルギーの活用、ライフサイクルコストの縮減、環境負荷の低減、そういったことの機能を備えたものとしていきたいと思っております。

7 番目が、ユニバーサルデザインでございます。いわゆる高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進を図る法律バリアフリー新法や、高知県人にやさしいまちづくり条例を順守したものとしていく機能でございます。

最後、8 番目がセキュリティーございまして、防犯機能、情報管理機能を備えたものということにしたいと思っております。

そして、次に庁舎の建築規模についてでございます。これには一般的な面積算定というものが4 つほどございまして。

1 番目は、総務省地方債対象事業費算定基準による面積算定でございます。

2 番目は、国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準による算定。

3 つめは、他の市町村の事例による算定。

4 つめが、執務室等の積み上げによる算定等がございます。

これらの算定結果を比較検討しながら、将来の町の姿や行政事務の在り方にかんがみて、調整、決定していくこととなります。

現在作っている基本計画の中での数字を少しご紹介致しますと。

想定職員数 146 名、想定議員数を 16 名と致しまして、先の面積算定基準の 1 番目の総務省地方債対象事業費算定基準で算定致しますと、3,686 平方メートルということになります。

また、2 番目にご紹介致しました国土交通省の面積算定では、3,760 平米ということになりますので、大体は

この線で落ち着いていくんじゃないかと、そのように考えているところでございます。

といったところで。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

詳しい説明いただきましたけれどもね。

この中で当然、この庁舎を考えると、今あるこの現庁舎。これを、こう足元を見てもですね、コンセン  
トがあまりないようにこのバリアフリー化するというでもですね、なかなかこの情報化に対応できてない。そ  
ういったこととか。

また、この庁舎の狭さから来る業務の分散というかね、町民がどこへ行って、どこが住民課でどこが何課か、  
よう分かりにくい。まあそういった、今の庁舎の現状考えたときに、そういったことになるんだろうと思うん  
です。

もちろん、町民の利用しやすい安心、安全と。ほんで利用しやすいということ、これはまあ住民への配慮と  
いうことでしょうけれども。まあ1カ所で、役場へ行たときにワンストップで、そこで物事がはかどってしま  
う。そういったことだろうと思うんです。また、案内システムもそうです。

ただ、私この質問を出したときに、なぜこの質問を出したかという、住民との協働。これからの行政はな  
かなか住民との協力なしには立ち行かんと。そういったことがよく出るわけです。そのときに、住民が実際に、  
今、総務課長言われたように、住民が役場へ来たときに触れ合いのその空間。そういったものを確保してくれ  
るのかなあと思ったら、まあ、町民に開かれたそういった庁舎を造るんだと。そういったことで安心しました  
けれども。

その中で、やっぱり区長さんもそうです。議員はまあ、この3階の共有された部分はあるんですけども。  
そういった区長さんでも、また住民でも、本当に意見等が言えるような、情報提供されるような、そういった  
部屋の確保はぜひしてほしいと思っております。

そこで1点、議会のことをちょっと触れたんですけども。議場は16名で、また別途の考え方あるんでしょ  
うけども。ただ私の考えとして、年に4回の定例会と年数回の臨時議会で利用する議場は、1年365日のうち、  
せいぜい60日程度の使用だろうと思うんです。

で、300日近い未使用期間の有効活用を考える必要がありゃあせんかと。できれば、当然議会中のときには  
議場で結構なんですけれども、それ以外はコミュニティー広場と。そういった形に使える。また選挙等のとき  
には、今もここは使われているようなんですけれども、そういった考え方はできんだろうか。

そういった考えあるんですけども、そういった議論はこれからされていくんでしょうか。そこを1点。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

再質問にお答えを致します。

関連して、今後のスケジュール等をご紹介してご説明をしたいと思います。

今議会済みしましたら、6月中に造成工事のための設計委託業務を発注致します。併せて、用地取得に向けて  
地権者さんへのご相談も開始してまいりたいと思います。

また7月をめどに、7月中には、先ほどご説明をさせていただきました庁舎建設基本計画を基に致しまして、  
基本設計業務を発注したいと考えてございます。

その業務を進める中で、町内の有識者らで構成する新庁舎建設検討委員会を立ち上げて、新庁舎の機能や規模等を決定して基本設計に結び付けていきたいと、そのように考えてございます。

この新庁舎建設検討委員会の中に無論、議会の方の代表の方にも入っていただいて、今言ったご意見等もお伺いして調整をしてみたいと、そのようなことを考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

その新庁舎建設検討委員会いうて、もう出来上がったものなんでしょうか。これからメンバーは選ばれるんでしょうか。その点が1点と。

もう1つですね、これは執行部の方の考え方があるかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

今、合築という庁舎が結構多いがですね。例えば、お隣の四万十町、それから四万十市。図書館と一つになった。それから、四万十町の方でも商工会、森林組合、郵便局、金融機関。そういったものを含めた合築の考え方をされていたようですけども。

これ、合築の意味合いというのは、私、この図書館というがを出したのはですね、今、黒潮町にはあかつき館ってあります。そこは図書館があるんですね。これが、今回の補正で5,000万円を上回る、雨漏りとかそういった修理、改善の費用が補正されておるわけですけどもね。こういった、例えば建築屋さんに聞くと、この5,000万円を上回る補修で何年ぐらいの保障があるもんですかってお聞きしたら、10年ぐらいでしょうかと言われるんですね。10年で5,000万いうとですね、これちょっと、もうちょっと考え直して、新しい庁舎の中に図書館を取り組むと。また、商工会の方にもちょっとお聞きしたら、できれば津波の来る水域にあるもので、できれば新しい庁舎と合築という考え方を持ってほしいと。そういったご意見もありました。

この意味は、例えば合築することで、例えばエントランス、まあロビーとか廊下とか階段、またトイレ。そういった共有部分のスペースというものが随分、面積的にも縮減できるというか簡略できるわけですね。そういったことで、公共施設のその機能を複合化、また多機能化することで、全体面積の約、これはほかの市町村を調べたら20パーセントぐらいが削減できると。そういった試算がされているようです。まあ、面積効率上げつつ、町民により利便性を向上することが可能になるがじゃないかと思うわけですが。そういったところの考え方はあるかどうか。

その2点をお願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、再質問にお答えを致します。

新庁舎建設検討委員会のメンバーはということでございますけれども、現在、検討中でございます。

そして、2つ目のその合築、いわゆるテナントといった考え方になろうかと思っておりますけれども。そういったことも、新庁舎建設検討委員会の中でご提案いただければと思います。

ただ、基本方針、それから機能といったことを順守してまいりたいと思っておりますので、そのへんも併せてご検討願えたらと思っておりますのでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

当然その検討委員会の中で、スケン谷に決定したときの位置問題にかんしては、その検討委員会でも諮問したといった経過はあったように思うんですけども、ワークショップとかそういった実施には至らなかったように記憶してるんですけども。まあ庁舎建設にはですね、ぜひワークショップ等、そういったことを実施してほしいと思います。

庁舎建設のことはこれからのことですので、これ以上質問してもそうは新しい答えは出ないと思いますので、2 番目に移りたいと思います。

産業振興について移りたいと思います。

これは産業振興の具体的な政策として、町長就任以来ですね、新規農業就農とか中心市街地活性化事業、新産業創造事業、まあ缶詰工場なんですけれども。特産協も含めまして、さが道の駅整備に取り組んできております。これは雇用対策を含めて、町民にとっては大きな期待を寄せるところなんですけれども、まあこれすべてが、同僚議員が質問されるように事業計画書どおりとはいかんまでもですね、地域の経済効果を狙うべき施策や施設等のあるべきことです。

ぜひ応援したいんですけども、これからの取り組み姿勢を伺いたいといったことです。

よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づき、西村議員の産業振興について、これからの取り組み姿勢を問うのご質問にお答え致します。

産業振興につきましては、町の重要課題として、新産業創造事業により雇用の場創出に向けて取り組んでまいりました。その結果、株式会社黒潮町缶詰製作所が誕生し、現在、従業員のうち4人の雇用を生んでいます。

下村議員への答弁と重なりますけれども、缶詰事業について申し上げますと、食に対する安全性のニーズは今後も高止まりするものと予想され、現在の食品業界は、異物、微生物、そしてアレルギー、これらのコントロールに力を傾注しています。特に、後始末より未然防止と評されるように、製造現場における管理技術の向上は消費者ニーズに対応するために欠かせないものとなっています。

こうした市場を意識して、缶詰製作所が衛生レベルの高い製造技術を習得し市場開拓するということは、製品の原料として町内生産者の商品を活用することのみならず、町全体の商品売り込む大きな効果を生むものと考えています。缶詰は町全体に誘客効果を生み、経済効果を波及されるツールであり、町全体の外交戦略のメインが缶詰だと位置付けています。単に缶詰自身が注目されるのではなく、例えば、町内の生産者が衛生レベルの高い原料供給源として認識されれば、町外への原料供給源となり得るという選択肢が広がる効果が期待できます。

また、現在開発している商品につきましては、カツオやシメジ等の菌茸類、ショウガ、ラッキョウ、黒糖など、地域の産物を素材として活用した商品構成を進めていますので、現在開発しているレシピで申しますと、こういった食材への経済効果も広がります。

さらに、近い将来にはこの事業が軌道に乗り、本社工場を建設すれば、相当の雇用を生むこととなります。また、事業規模の拡大に伴い、結果として原材料となる地域の産物の需要が高まり、経済効果が波及されることとなります。

このように、缶詰事業の誕生によって相当の経済効果が発生すると期待しているところでございます。  
以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

事業規模の拡大ということで、さらっと言われたがですけど。この事業規模の拡大というのは、この行く末なんですけども。

私がこの質問をしていくのは、例えば中心市街地活性化事業もそうですし、その缶詰工場もそうです。ほんで、さが道の駅もそうなんですけども。

お金を掛けて、物ができて、これからの展開ですよ。その行く末が、例えば缶詰工場であれば OEM の話もあったんですけども、どこかの販売力のあるブランド名の製品をここで作って、そこで雇用を図る。その商品を作りたいのか、雇用を優先するのか。

私、以前も言いましたけれども、こういった産業振興には、できれば広域で取り組んでほしい。土佐清水が取り組む土佐食のような大手メーカーの OEM でも結構でしょうし。そういったことの方がむしろ経営安定が図られて、行く末の雇用の拡大が効果的に表れると。そういったことの方が私は分かりやすいというか、そういった思いがあります。もちろん、仕掛けられた町長はじめ執行部の方から見ればですね、独自の商品を作って、あらかたいけると。そういった思いもあるでしょう。

ただ、缶詰に関して私なりに、自分とこのようなコンビニエンスストアの販売のデータを取ってみました。約 2 万 5,000 人、1 カ月に来るお店で、シーチキンの缶詰ですね。まあ缶詰類で大体 15 個売れます、1 カ月。ということは、一日 0.5 個ぐらいですね。そういった数字から見ればですね、なかなか、新たなメーカーをつくって、そこで。コンビニだけじゃないですよ、もちろん流通は。しかし、今増えているのがコンビニは 5 万店になろうとしておりますので、かなりな部分がそこにはけると思うんです。ただそういったことを考えたときに、データベースで見たときにはなかなか厳しいかなど。むしろ OEM の方を取られていて。

それから、まあ大手メーカーで一番困っているのは設備投資です。その部分を、町長がおっしゃるように行政が取り組めば、国の補助金あり、県の補助金ありで、設備投資がしていきける。

ただ、この自治体の方では雇用が図れるというメリットがあります。そういったこと含めて、そちらの方ということを私は言い続けておるわけですけども。まあ別に、今の取り組み方が悪いというんじゃありません。それで懸命にやってみて、それでいかなければということになるんでしょうけれどもね。

それと、先ほどの池内議員のあれにもありました新規農業就労。このこともそうなんですけども、後継者の問題で骨を折りゆう。町長もおっしゃったように、息子が、その当然家族が後継になっていけば、一番それは苦労しないんですけども。しかし、世の中おかしなものでして、新規に新たな所から入ってきた農業者には補助金制度とか助成金はあるけれども、家庭で育った息子さんがやる分についてはそういったものがない。そういった矛盾を抱えている。これは、私どもの商業でも一緒です。新たに取り組む部分については、新たな会社をつくったときには国や県からの 1 年間の補助金が出る。従業員のですね。ところが既存の会社には、一銭たりともそれはありません。そういった矛盾を抱えながら、この田舎でも頑張っていっていきようわけですけども。

そういったこと含めてですね、ぜひ産業振興課長には、その農業者もそうです。それから、商工業者の後継者。そういった方々の難儀話も一度は聞いてやってほしいと、そういったことを思うわけですね。

まあ、そのことも含めて、それと、これは以前にも私、これはまちづくり課長でしたか。中心市街地活性化

事業。これは計画の見直しがあるんだと、そういったことで終わったんですけども。その後の経過が心配になるところですけども、その後どうなってるんでしょうか。

分かる範囲で結構です。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、西村議員の質問にお答えを致します。

議員には、昨年の12月定例議会だったと思いますけど、ご質問を受けました。この駅前広場につきましては12月議会でもご答弁しましたように、大方改良事業と密接な関係があるというふうにお答えを致しました。

あれ以降、改良事業に伴います移転されます商店の移転者の方とも協議をずっと進めております。それで、かなりめども立ってまいりました。移転のする場所につきましても、ここ入野周辺の土地をですね、予定をされてきました。

そういうことで、駅前広場の在り方自体も大幅に見直し、検討がまた必要にもなってこようかと思っております。今後はその付近を再度検証していきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

まあ、大方改良事業で見直し図れる。その大幅な見直しというがはちょっと。

最初見せられたその絵というか、計画から言うんですけど、もう全然変わってしまうものなのか。それとも、若干の手を加えたものなのか。

それから、この駅前広場そのもののこの事業ですね。この事業を、本来なら役場がこの場所の近くにあって、それがそのまちづくりの中心市街地の活性化の事業に鎮座していく。そういった役割が役場にあったと思うんです。この役場がスクン谷に行くと。そういったことでの見直しなのか。

そのへんのことを含めて、もし分かればですねお聞きしたいと思えます。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、お答え致します。

当初は、確かに役場もですねこの付近にありまして、それを踏まえた計画等にもなっておりますけど、移転も今回ありますし。

あと、先ほど言いました、駅前広場を計画をして、そこに入られる店舗がかなりもう少なくなっていくというようなことも要因の一つでございます。

ただ、その入野駅前の活性化ということはかねてからの問題でしたので、その付近は再度、産業部門、観光部門ともですね、協議をしていく必要があるのではないかということで見直しを再度、その方面からもしていきたいというふうに現在考えております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

この入野駅前もそうですが、私、心配なのは、その駅前の活性化ということで町が主導で整備されること結

構なんですけども、今おられるその商業者、また、商業者じゃのうても構いません。新たにチャレンジショップ等、そういった形でお店をやってみたいと。そういった人の集まりも結構なんですけれども、そういった人が何人かおられて、要望があって、そういったことを進めていきようのか。それとも、何かまちづくり課の方で、役場の方で描いた絵の中にそれを乗せていこうとしておるのか。そのへんが若干、ちょっと分かりにくいんです。

これも以前に私質問したときには、まちづくり委員会という人たちがあって、その中で進めていきようというあれがあったんですけど。

それは今もあるがでしょうかね。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

お答えします。

現在、そのまちづくり委員会としての組織は、私どもの方では把握はしておりません。組織が存在するのかどうかはですね。

先ほども言いましたように、昨年度ですね、関係機関とか移転、商店含めまして出店可能性のヒヤリング等も行いました。その中での施設のニーズ調査も行いまして、それで今後どうあるべきかということを検討を今年していくというふうに、現在は至っております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

恐らく、その意見等を集約して、課長の方では、これは推し進めていてええ事業やということで取り組んでいきようことだろうと解釈しますけれども。

また、これは話が少し飛びますが、このさが道の駅の整備についてですね。そのときに、今西建設課長、ちょうどまちづくり交付金、インターチェンジができるということですね、そのことで道の駅構想。それから、坂折地区のあの公園。そういった計画されました。

で、そのときに、あれは池本町政のときだったと思います。私、ちょうどそのときにお世話させていただいたんですけども。そのときに、あの道の駅周辺、中角のあの国道沿いですけれども。そのへんが、今のちょうど窪川のインターチェンジ、ああいった雰囲気になるので、あの国道沿いを農地から外してですね、商業地帯にしたいと。そういった計画があったと思うんですけども。

それは今も生きてるものでしょうかどうか。そこを1点だけお願いします。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

お答え致します。

まちづくり交付金事業の中でさが道の駅検討委員会を組織して、さまざまな構想を作ってきましたけれども、まあ中角周辺の商業施設。そういう計画は、現在は構想自体はないように記憶しております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

坂折公園への橋の話もあったと思うのですが、それはどうなんですか。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

坂折公園の架橋の問題につきましては、議員の皆さんから今年でしたかね、要望が出されて採択されました。

ただ、あこに大きな橋を架けるとなりますと、今の時世、莫大（ばくだい）な事業費、1億円を超える事業費が見込まれますので、今後の道の駅の推移、利用状況、そしてあの周辺地域の状況を見ながら、ほんとにそこに橋が必要かどうかを今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

あそこに橋が架かるということで今の位置になったといったことがあって、位置問題ですね。そういった整合性が少し図れないのかなあと思うんです。まあ、今それがそうだから、それをどうしてもやらないかと、そういった問題ではなかろうとは思いますが。

ただ、物をつくって、これから後の発展をどう図っていくかが、私は大切なことで。そうじゃないとなかなか、この地域経済が疲弊していきようときに、新たに次から次へと投資するわけにはいきません。

そういったこと含めてですね、私の考え方は、できれば民間企業がいろんな投資をしてくれて。行政というのはそういった民間が投資してくれた環境整備、周りの。これは、後ろにおられます矢野議員が役割務めておられたときに私よく言ったんですけども。その当時私、拳の佐賀温泉にかかわりを持っておりました。その佐賀温泉、投資することは結構なんですけれども、その周りの環境整備というのは役場がやってくれてええじゃないかと。そうじゃないとなかなか、民間が1億、2億投資してくれること滅多にありません。そういったことに力を貸すことの方が、むしろ生きたお金になっていくんだらうと。まして、経営そのものに役場が責任持つ必要はないわけですから。そういった考え方をぜひですね、こういった産業振興には持って行ってほしいと思っております。

まあ、現時点で何がどうこうということより、これから、物事はできたばかりです。ぜひ、私たちが協力できるところがあれば協力したいと思います。

じゃあ次、3点目、補正予算についてお聞きをしたいと思います。

3月の当初予算では、まあ選挙を控えた理由から、予算に対する質問には答弁を控えたいと。そういった町長の意向ございましたので、そんなに深くは問いませんでした。

まあ、ここで深く問うつもりもございませんけれども、町長就任2期目に向けた思い入れのその補正予算と、その政治姿勢を聞きたいということで質問しております。

よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、西村議員のご質問に答えさせていただきます。

3月議会において可決いただきました、当初予算に計上を見送らせていただいております。肉付け予算を、本議会において提案させていただいているところでございます。

総額で見ますと14億円強の大型補正となっておりますが、内訳につきましては、庁舎移転補償費約5億1,500万円の基金への積み立て、ならびに起債の繰上償還に約4億4,800万円を含んでおり、実質的には4億円程度の肉付け予算という性格を有していると思っております。

当初ならびに今補正におきまして計上、提案させていただきました予算につきましては、そのいずれも住民福祉の向上につながるものと確信をしているところでございまして、そのどれかをということになりますと大変難しいところではございますけれども、幾つか例を挙げよということであろうかと思っております。質問の趣旨ののっとり、予算関係で少し答弁をさせていただきたいと思っておりますが、当然のことながら質問の範囲が広範に及ぶことから不足があるかと思っております。また再質問で掘り下げていただければと思っております。

まず、大型計上となりました庁舎関連の予算でございますけれども、これ当初の関連予算と併せて、今補正では基金への積み立ての計上をさせていただきました。これは庁舎移転補償契約の締結に伴うものでありまして、併せて、開発のための都市計画決定、あるいは事業認可も完了したことから、今後は事業実施に向け本格的な作業が始まってまいります。

しかしながら、庁舎の建設に当たりましては現在の職員にはその経験がなく、また、関連した開発も同時に行うことから慎重な作業が求められる反面、補償契約の期間が定められていることから迅速な作業も同時に求められるということになります。

また、国道56号大方改良工事の進ちょくと合わせた工程としなければならず、高度な業務管理が求められてまいります。関係部署を挙げて円滑な事業推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また学校施設整備費では、当初に計上させていただきました田ノロ小学校屋内運動場の耐震改修をもちまして、これまで積極的に進めてまいりました町内全文教施設の耐震化が終了することになります。

併せて、厚生施設におきましても、大変強い危機意識を持っております佐賀保育所につきまして、浸水区域外への移転のための予算をご議決いただいたところでございます。

防災予算全般におきましても、避難空間の整備に連年の多額予算となっておりますが、当町の喫緊かつ最重要課題としてとらえており、かつ、これまでの避難空間の整備において強力な推進エンジンとなっております県の加速化交付金の制度が本年度で終了する見込みであることから、本年度におきましても引き続いての積極予算ならびに予算確保という活動を共に行う予定とさせていただきます。

また、昨年当初から本年度当初にわたり可決をいただいております新産業創造事業関連予算を、今補正におきましても計上させていただきます。

事業内容につきましては、これまでも答弁させていただいたところでございますが、地域への経済効果の波及を見据え、当町の外商戦略の中心となるよう全力で取り組んでまいりたいと思っております。

また、23年度から施設増加に伴い連年増額予算を計上、ならびに議決をいただいております、あったかふれあいセンター事業につきましても、これまでご説明申し上げてまいりましたとおり、単純に施設配置ということではなくて、全町をカバーできる新たな福祉ネットワークの構築という観点から取り組んでいるところでございます。現在、それぞれの施設が特色のある取り組みを展開していただいているところでございまして、今後はそれぞれの取り組みの強化と併せて、ネットワーク効果発現のための拡充に努めてまいります。

また、計上した予算でという趣旨とは若干相違があるかもしれませんが、多額の繰上充用を余儀なくされている国保会計の改善。これにつきましても喫緊の課題でありますし、本議会でもたびたびご質問を賜りました拳ノ川診療所と併せて、当町の医療福祉の将来像についても構想策定に着手しなければならないと考えているところでございます。

また、予算からは少し見えづらいところでございますが、1期目の4年間で政策のウイングをかなり広げて

きた結果、連年の積極予算となっており、その適切な事務執行のための組織のマネジメントにもしっかりと留意しなければならないと考えております。

併せて、これまで同様、住民の皆さまとの対話の重視という姿勢を持ち続けながら、今季においては次のステージにつなげなければならないと考えています。現在、さまざまな施策の推進に当たっては、関係各機関ならびに多くのボランティアの皆さまの活動に支えられているところでございます。行政主導でいくら精度の高い施策を立案しても、実施に際ししっかりと推進体制が整備されていなければ実行に乏しく、何より、多様な主体による自主的なまちづくりはあるべき姿であると考えております。

当町の置かれた現状、ならびに将来推計から考えますと、今後は関係各機関ならびにボランティアの皆さんとの今以上の連携強化は必要不可欠でございます。その必要性については、さまざまな機会において引き続き丁寧に説明させていただきますとともに、時間は多少要すると思っておりますけれども、まちづくりの新たな体制強化についても取り組んでまいりたいと考えております。

また、去る6月13日には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法案が参議院で可決されたことに伴い、教育委員会制度が大きく変更になることに加え、地方公共団体の長は教育基本法の基本方針を参酌し、総合的な施策の大綱を定めなければなりません。教育行政へのこれまで以上の積極的な関与ということになり、本年度からは大綱策定のための、当然のことではありますが基礎的な認識を深めていかなければならない。そういった時間を要しなければならないと考えております。

最後に、合併特例期間の終了が目の前に迫り、激変緩和措置期間を経て交付税の大幅な減額、これが目の前に迫ってまいりました。当然のことながら、その環境に対応した財政運営が求められるところでございます。

これまで、将来世代に一定配慮しつつ予算編成を行ってきたところでございますが、今後はより一層慎重な財政運営が求められます。効率的かつ効果的な財政運営のための予算編成のプロセスについて具体的な改善を行いたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

住民との連携を深めていく、重視する。これは最初からの町長の姿勢でしてね、私は非常に感心しているところなんですけども。

ただ先ほどから、今回の議会でもう2回目ぐらいですかね、政策ウイングを広げ過ぎたと。そのへんはどのへんを感じてるんでしょうか。産業振興の方なのか。積極予算の中でこれまで政策で取り組んできたのは、どのへんを広げ過ぎたと思うてるんでしょうか。

そのへん、ちょっと気に掛かるものですから、お願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず振り返ってみますと、新しい事業に取り組んできた。そしてその事業は、自分の中では単体、単発のイベント方式ではなくて、継続性のある、持続性のあるものに特化してやってきた。そういった認識を持ってございます。

例えばですね、よく説明させていただきますのは、あったかふれあいセンターの新たな福祉ネットワークの構築構想、こういったことでございます。

それから農業部門におきましては、公社も当初からの計画策定は持っておりましたがけれども、実施に当たってはまだまだスタート段階ということになります。

それから新産業におきましても、どちらかといいますとこれまでの行政の事務作業の分野からは少し、一歩踏み出した、そういったものにもなっているかと思えます。

それから防災におきましては、もうこれまで議会でもたびたび申し上げてきたところでございまして、当町の防災の3つの特性、これを踏まえながら現在も一生懸命取り組んでいるところでございますが。これにつきましても、まあ終わりのない事業でございまして、引き続きの努力、そして事務執行が求められるところでございます。

これらと併せまして、全体的な予算がこれらと関連し積極予算となるといったことから、厳しい定員管理をしながら、かつ積極予算ということで、随分、個人個人の事務作業の負担が増えてきたという実感を持っております。

これからは単純に、ウイングであるとかその事務作業を増やすだけではなくて、広げたそのウイングに乗っかってる制度、政策がしっかりとしたものになるよう磨き上げの段階、あるいは効果を出すフェーズに入ってきていると思っております。

よってこれからは、現在取り掛かりました事業につきましてしっかりとPDCA回しながら、効果の発現を早期に求めてまいりたいと思っております。

なお、行政運営の手法につきましては、1期目で地区別懇談会と称しまして地域を回らせていただきました。その後は防災という切り口で、さまざまな地域とのさまざまな課題共有、あるいは解決策を共に考える機会を多く持っていただきました。この場をお借りし、厚く御礼申し上げる次第でございます。

結局のところ、行政におりますと偏った情報しか入ってまいりませんので、積極的に地域に出ていくことは本当に必要な作業だと実感を致しました。よって、これからもその姿勢を持ち続けてまいりたいと思っております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村將伸君）

私は、その新産業以外それほど。まあ、町長になったらあれしたいこれしたい、いろいろな思いがあって取り組んでこられてきたことだろうと思うんです。

確かに、事務事業が増えていく。そのことは私もあんまり、その役場のことにはあんまり詳しく分かりませんので、そこのへんは増えたのかなと今お聞きして思ったんですけども。

これからは、効果がある成果主義でいきたいんだと。ぜひですね、物事が中途半端にならないように。できれば、この取り組んできた政策的なものが相乗効果というか、お互いがリンクして、それが経済効果が黒潮町に挙がるようにご期待しております。

時間余りましたけれども、これで私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで西村將伸君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 30分